

第 4 次矢板市障がい者福祉計画

**平成 28 年 3 月
栃木県 矢板市**

は じ め に



矢板市では、障がいのある人もない人も、すべての人が安心して元気に暮らせるように、「ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板」を基本理念として、平成23年3月に「第3次矢板市障がい者福祉計画」を策定いたしました。基本理念の実現を目指し、障がい者の「福祉サービス」・「地域福祉」・「就労、社会参加活動」・「都市基盤整備」の4つの基本目標を掲げ、幅広い分野にわたり障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

一方、国においては、「障害者基本法」の改正(平成23年8月施行)、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の制定(平成24年10月施行)、「障害者自立支援法」にかわる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の制定(平成25年4月施行)など法整備を進め、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准するなど、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化を遂げております。特に、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」においては、国・地方公共団体や民間事業者に、障害を理由とした不当な差別的取扱いや権利侵害が禁止され、国・地方公共団体は、社会的障壁を取り除くための合理的配慮が義務付けられました。

このような社会背景の変化や国の新たな方向性に対応すべく、本市では「第3次矢板市障がい者福祉計画」の基本理念を継承し、「障がい者の地域活動の基盤づくり」・「障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり」・「障がい者が生活しやすいまちづくり」・「障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり」の4つを基本目標として掲げ、「第4次障がい者福祉計画」を策定いたしました。

本計画の推進を図ることにより、障がい者をはじめとするすべての市民が、互いの存在を認め合い、思いやり、支え合いながら、地域で暮らす誰もが、いきいきと暮らすことのできるまちづくりを、関係者の皆様と連携しながら進めて参りますので、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、「矢板市地域自立支援協議会」及び「矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会」に参画いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民や関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

矢板市長 遠藤 忠

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定について	3
1 計画の位置づけ等	3
2 国の動向と計画の策定趣旨	4
3 計画期間	5
4 計画策定の体制等	5
第2章 矢板市の障がい者を取り巻く現状と課題	7
1 人口と世帯数	7
2 障がい者数の推移	8
3 障がい児の就学状況	15
4 障がい者の就労・雇用の状況	16
5 障がい者の福祉サービスの現状	18
6 アンケート調査結果のまとめ	22
7 今後の障がい者福祉施策の課題のまとめ	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 計画の基本目標	36
3 施策体系	38
第4章 計画の推進に向けて	39
1 協働・連携による施策・事業の展開	39
2 人材の育成・確保	40
3 計画の進行管理	40

※「障害」・「障がい」の表記について

ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。ただし、国の法令に基づく制度などは従来そのままとします。

第2編 各論 ～障がい者施策の展開～.....41

第1章 障がい者の地域生活の基盤づくり	43
施策の方向1 相談支援体制の充実	44
施策の方向2 障害福祉サービス等の展開	45
施策の方向3 保健・医療サービスの充実	46
施策の方向4 障がい児支援の充実	48
施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援	49
★重点的な取り組み★	50

第2章 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり	51
施策の方向1 障がい児の教育環境の充実	52
施策の方向2 就労支援の推進	53
施策の方向3 スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進	55
★重点的な取り組み★	56

第3章 障がい者が生活しやすいまちづくり	57
施策の方向1 障がい者に対応したまちの整備	58
施策の方向2 安心して生活できるまちづくり	60
施策の方向3 情報・コミュニケーション環境の向上	61
★重点的な取り組み★	63

第4章 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり	64
施策の方向1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進	65
施策の方向2 ボランティア活動と地域福祉の推進	66
施策の方向3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進	67
★重点的な取り組み★	68

資料編

69

1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱	71
2 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会委員名簿	73
3 計画策定経過	74
4 用語解説	75

第 1 編

総 論

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけと内容

市町村が障がい者施策について策定する計画は、「①障害者計画」と「②障害福祉計画」の2つがあります。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

●障害者計画と障害福祉計画の内容

	①障害者計画 【矢板市障がい者福祉計画】	②障害福祉計画 【矢板市障がい福祉計画】
根 拠 法 令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの

(2) 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、計画の対象は全市民とします。

2 国の動向と計画の策定趣旨

（１）障がい者施策の動向

近年、国では、障害者権利条約の採択（平成 18 年 12 月）と発効（平成 20 年 5 月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」の制定を行いました。

障がい者の人権に関しては、平成 23 年の「障害者虐待防止法」に続き、平成 25 年には改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定されました。

このように国内の状況が進展したことにより、平成 25 年、国会では障害者権利条約の締結が全会一致で承認されました。これを受けて、平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国となりました。

（２）国の障害者基本計画（第 3 次）の基本的な考え方

平成 25 年度においては、障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画が見直され、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間を計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」が策定されました。

（３）矢板市における計画策定

矢板市障がい者福祉計画とは、市が定めた計画期間において取り組むべき障がい者施策・福祉事業等についての実施方針を示すものです。

本市では、平成 23 年 3 月に策定した「第 3 次矢板市障がい者福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みの成果を踏まえた上で、障がい者施策全般の見直しを行い、従来の計画内容を見直して新たな第 4 次計画を策定するものです。

障害者基本法の改正内容を踏まえた上で、国の「障害者基本計画（第 3 次）」や県の計画を基本とし、矢板市第 4 期障がい福祉サービスプラン（以後、「矢板市障がい福祉計画」という）をはじめ本市の諸計画との整合性を図りながら新たな計画を策定します。

3 計画期間

第4次矢板市障がい者福祉計画の計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5年間とします。

なお、平成29年度に矢板市障がい福祉計画の見直し時期を迎えることのほか、今後の社会情勢や障がい児者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中における内容の見直しも検討します。

●障がい者計画と障がい福祉計画の計画期間

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
矢板市障がい者福祉計画	第2次		第3次					第4次（本計画）				
矢板市障がい福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期		
国の計画	障害者基本計画(第2次) (H15年度～24年度)				障害者基本計画(第3次) (H25年度～29年度)							

4 計画策定の体制等

(1) 計画策定委員会等の設置

■矢板市地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、学識経験者、障がい者団体、保健・福祉・医療関係者、民生委員児童委員、地域住民代表者、及び関係行政機関等により構成する矢板市地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局（社会福祉課）が計画策定等部会の検討を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定します。

■矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会

計画の策定にあたり、矢板市地域自立支援協議会のもと、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用関係機関、障がい者関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者で構成する矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会を設置しております。

計画案については、社会福祉課が中心となって庁内の関係各課との連携のもと、計画策定等部会においてその内容を検討し作成していただきます。

(2) アンケート調査結果の活用

平成26年度における「矢板市障がい福祉計画」の策定に際し、本市では、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見等の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

本計画の策定においても、その調査結果の活用を図り、障がい福祉施策に対するニーズなどを計画内容に反映することとします。

■調査の概要

区分	調査対象	調査方法	調査期間
①障がい者調査	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者（特定疾患福祉手当受給者のうち、障害福祉サービスの対象になる130疾患該当者）を対象としました。（手帳所持状況等については、平成26年8月1日現在で抽出。）	郵送による 配布回収	平成26年 9月1日～ 9月26日
②一般住民調査	一般市民を対象	窓口等での 直接配布・回収	平成26年 9月10日～ 10月10日

■配布回収の結果

区分	配布数	内訳	有効回答数【率】
①障がい者調査	1,547 件	・身体障害者手帳所持者 : 1,051 人 ・療育手帳所持者 : 164 人 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 : 132 人 ・難病患者 : 131 人 ・重複 : 69 人	827 件【53.5%】
②一般住民調査	300 件	—	106 件【35.3%】

(3) パブリックコメントの実施

平成28年1月18日から2月3日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

第2章 矢板市の障がい者を取り巻く現状と課題

1 人口と世帯数

本市の総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成23年から平成27年の5年間で1,600人の減となっています。年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加する一方、「0～14歳」「15歳～64歳」人口は減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。

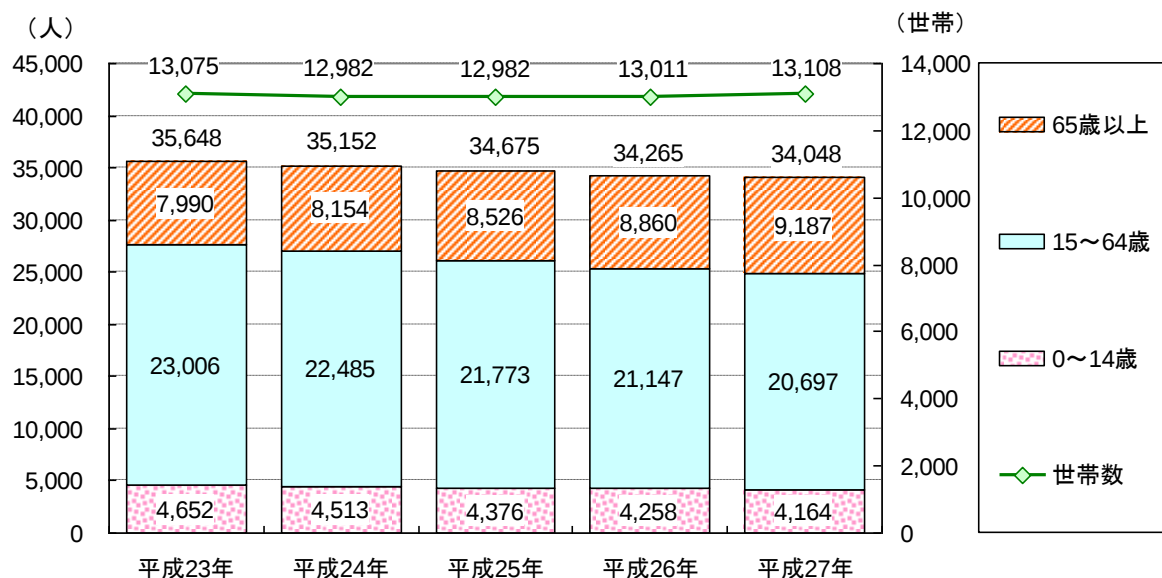
また、世帯数は平成23年から平成27年にかけて増加していますが、1世帯当たりの人員数については減少が続いています。

■人口と世帯数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	35,648人	35,152人	34,675人	34,265人	34,048人
0～14歳	4,652人	4,513人	4,376人	4,258人	4,164人
15～64歳	23,006人	22,485人	21,773人	21,147人	20,697人
65歳以上	7,990人	8,154人	8,526人	8,860人	9,187人
世帯数	13,075世帯	12,982世帯	12,982世帯	13,011世帯	13,108世帯
1世帯当たりの人員数	2.73人	2.71人	2.67人	2.63人	2.60人

各年4月1日現在

資料：矢板市住民基本台帳



各年4月1日現在

資料：矢板市住民基本台帳

2 障がい者数の推移

(1) 障がい者（障害者手帳所持者）数の推移

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数をみると、平成23年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年における障がい者数は1,773人、対人口比は5.2%となっています。

障がい者別にみても、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも増加傾向で推移しています。

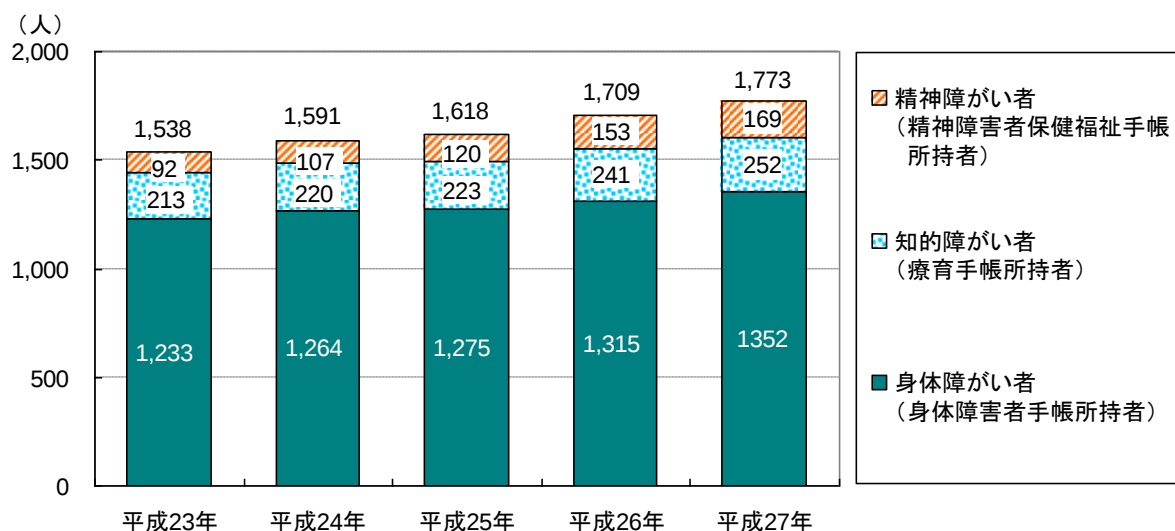
■障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	1,233	1,264	1,275	1,315	1,352
知的障がい者 （療育手帳所持者）	213	220	223	241	252
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	92	107	120	153	169
合 計	1,538	1,591	1,618人	1,709	1,773
総人口	35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比	4.3%	4.5%	4.7%	5.0%	5.2%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課



各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

(2) 身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では1,352人となっています。また、対人口比も緩やかな増加傾向にあります。

障がい種類別の内訳としては、いずれの年も肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい・免疫障がいも多くなっています。所持者数の推移からは、肢体不自由、内部障がいが増加傾向にあり、その他の障がいについてはほぼ横ばいで推移しています。

■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
視覚障がい	72	72	74	75	75
聴覚・平衡機能障がい	141	140	120	130	144
音声・言語・咀嚼機能障がい	6	11	10	10	9
肢体不自由	693	709	727	741	740
内部障がい・免疫障がい	267	280	294	306	326
複合障がい	54	52	50	53	58
計	1,233	1,264	1,275	1,315	1,352
総人口	35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	4.0%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

等級別にみると、平成27年4月1日現在においては1級（重度）が最も多く、障がい種類別の関係では、内部障がい・免疫障がいについては1級の割合が6割以上となっています。

■障がい種類別と等級の状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	35	18	4	5	6	7	75
聴覚・平衡機能障がい		46	11	42	0	45	144
音声・言語・咀嚼機能障がい			5	4			9
肢体不自由	108	120	160	187	110	55	740
内部障がい・免疫障がい	216	1	27	82			326
複合障がい	32	13	4	9			58
計	391	198	211	329	116	107	1,352

平成27年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

年齢別にみると、身体障がい者全体の6割以上を65歳以上の高齢者が占めている状況です。

障がい種類別との関係では、いずれの障がい種類においても半数以上は高齢者が占めていますが、聴覚・平衡機能障がい、複合障がいについては高齢者の占める割合は7割以上となっています。

■障がい種類別と年齢の状況

(単位：人)

	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	0	31	44	75
聴覚・平衡機能障がい	5	34	105	144
音声・言語・咀嚼機能障がい	0	3	6	9
肢体不自由	16	248	476	740
内部障がい・免疫障がい	5	99	222	326
複合障がい	2	15	41	58
計	28	430	894	1,352

平成27年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

（３）知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では252人となっています。

障がい程度別にみると、平成27年4月1日現在では、A（最重度・重度）が45.2%、B（中度・軽度）が54.8%となっています。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

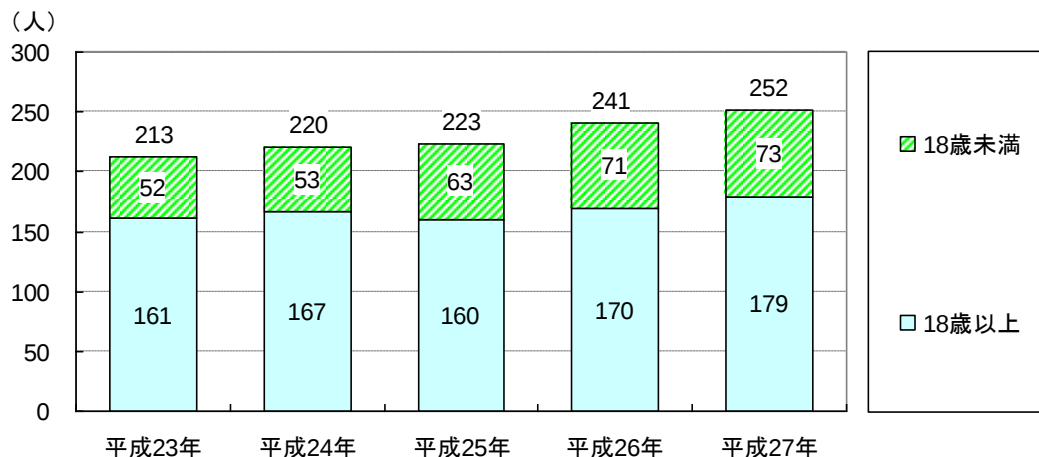
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
A (最重度・重度)	18歳未満	25	25	31	31	29
	18歳以上	76	79	76	83	85
	計	101	104	107	114	114
B (中度・軽度)	18歳未満	27	28	32	40	44
	18歳以上	85	88	84	87	94
	計	112	116	116	117	138
合 計	18歳未満	52	53	63	71	73
	18歳以上	161	167	160	170	179
	計	213	220	223	241	252
総人口		35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比		0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

年齢別にみると、18歳未満の障がい児は年々増加しています。平成27年4月1日現在では18歳未満の障がい児は73人と知的障がい者全体の3割近くを占めています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

（４）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では169人となっています。

障がい程度別にみても、1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）いずれも増加傾向ですが、いずれの年も2級（中度）が最も多くを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1級（重度）	23	25	27	31	39
2級（中度）	51	61	69	92	99
3級（軽度）	18	21	24	30	31
合 計	92	107	120	153	169
総人口	35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

また、本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数の推移をみると、平成23年から平成27年にかけて25人増加しました。手帳の非所持者も含まれるため、平成27年4月1日現在の受給者数は手帳所持者数を大きく上回る342人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移（精神通院）

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給者数	317	308	328	318	342
総人口	35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

(5) その他の障がい者の状況

①難病患者

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数の推移をみると、年々増加しておりましたが、平成27年1月の改正に伴い、前年から減少して223人となっています。しかし、平成27年7月1日から対象となる疾病数が110疾病から306疾病となることにより、受給者証交付者数は今後増加していくと考えられます。

■特定医療費（指定難病）受給者証交付者数の推移

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
特定疾患	148	160	165	199	194
小児慢性特定疾患	33	36	39	35	29
受給者証交付者数	181	196	204	234	223
総人口	35,648	35,152	34,675	34,265	34,048
対人口比	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

②その他の疾病・障がいについて

「発達障害者支援法」において、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい※1、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人に対し、1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※2の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

また、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい等（ADHD）については、平成23年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.5%といった結果が出されています。しかし、発達障がい児者数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

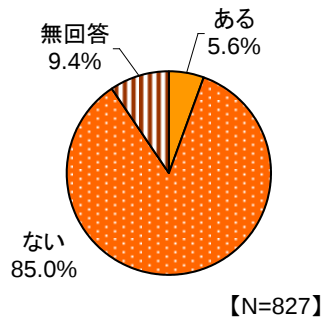
※1【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

※2【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

■発達障がいと診断されたことがあるか

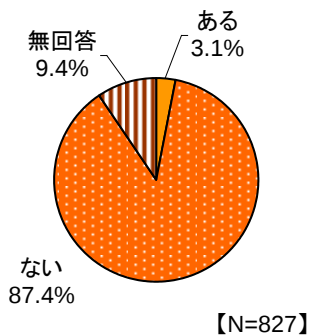


資料：障がい福祉に関するアンケート調査

本市においては、平成26年度に実施したアンケート調査結果によれば、発達障がいと診断されたことがある割合は5.6%となっています。

さらに、高次脳機能障がいについては、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった記憶障がいや人に指示してもらわないと何もできない遂行機能障がい等が生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

■高次脳機能障がいと診断されたことがあるか



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

本市においては、平成26年度に実施したアンケート調査結果によれば、高次脳機能障がいと診断されたことがある割合は3.1%となっています。

国や県と同様、本市でも自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD、高次脳機能障がい等の障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

3 障がい児の就学状況

(1) 小学校

障がいのある小学生の在学状況をみると、平成27年においては特別支援学校が21人、普通学校の特別支援学級が35人となっており、5年前に比べて特別支援学級の在籍児童数が大きく増加しています。

■障がい児在学状況（小学生）

（単位：人）

	平成 22 年							平成 27 年						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
特別支援学校	23	6	3	7	5	1	1	21	4	5	1	3	3	5
特別支援学級	20	2	2	5	2	6	3	35	6	5	5	8	8	3
知的	10	0	2	3	1	3	1	16	3	3	3	2	4	1
自閉・情緒	10	2	0	2	1	3	2	19	3	2	2	6	4	2
合 計	43	8	5	12	7	7	4	56	10	10	6	11	11	8

各年5月1日現在

資料：矢板市教育委員会

(2) 中学校

障がいのある中学生の在学状況をみると、平成27年においては特別支援学校が14人、普通学校の特別支援学級が17人となっており、5年前に比べて特別支援学校の在籍生徒数が倍増しています。

■障がい児在学状況（中学生）

（単位：人）

	平成 22 年				平成 27 年			
		1 年	2 年	3 年		1 年	2 年	3 年
特別支援学校	7	2	1	4	14	4	5	5
特別支援学級	16	5	6	5	17	4	8	6
知的	4	0	2	2	11	2	6	3
自閉・情緒	12	5	4	3	6	1	2	3
合 計	23	7	7	9	31	8	13	20

各年5月1日現在

資料：矢板市教育委員会

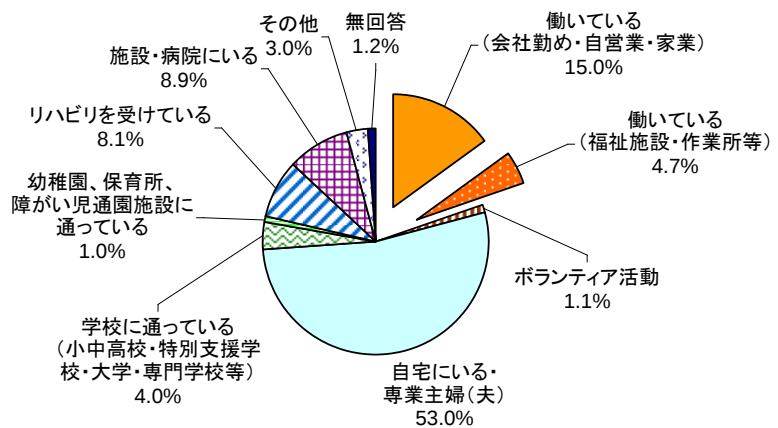
4 障がい者の就労・雇用の状況

(1) 障がい者の就労状況

① アンケート結果からみる就労状況

アンケート調査において就労状況について尋ねたところ、「働いている」割合は「会社勤め・自営業・家業」が15.0%、「福祉施設・作業所等」が4.7%と、就労している障がい者の割合は全体の2割程度となっています。

■ 現在仕事をしているか



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

② 福祉的就労の状況

一般の就労が困難な障がい者の就労の場として、市内に「すずらん作業所」と「ひまわり共同作業所」の2つの福祉作業所がありましたが、平成21年4月に就労継続支援B型の施設に移行し、現在は、「ワークスタかはら」として、市内唯一の就労支援事業所となっております。

平成26年度の就労支援施設等の1日当たりの平均利用者数は9.25人、月平均の工賃は約5,754円という状況です。

	平成21年度		平成26年度
	すずらん作業所	ひまわり共同作業所	ワークスタかはら
平均利用者数 (1日当たり)	13.4人	6.3人	9.25人
年間延利用人数	3,381人	1,565人	2,428人
月平均授産工賃 (1人当たり)	8,337円	8,861円	5,754.8円

平成21年度以降は「ワークスタかはら」での実績

(2) 障がい者の雇用状況

栃木県に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%※¹の障害者雇用促進法の法定雇用率が適用される常用労働者数 50 人以上規模※²の一般の民間企業は、平成 27 年6月1日現在 1,079 社あり、そのうちの 55.1%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は年々増加していますが、平成 27 年における障がい者実雇用率は 1.82%と、全国水準を下回っています。

■栃木県の民間企業における障がい者雇用状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
企 業 数	881 社	933 社	1,049 社	1,046 社	1,079 社
法定雇用算定基礎労働者数※ ³	175,895.0 人	181,153.5 人	188,466.0 人	191,493.5 人	195,672.0 人
障がい者雇用数※ ⁴	2,781.0 人	2,880.5 人	3165.5 人	3367.5 人	3,559.0 人
実雇用率					
栃木県	1.58%	1.59%	1.68%	1.76%	1.82%
☆参考：全 国	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%
法定雇用率達成企業の割合					
栃木県	49.7%	49.5%	46.2%	51.1%	55.1%
☆参考：全 国	45.3%	46.8%	42.7%	44.7%	47.2%

各年 6 月 1 日現在

資料：厚生労働省栃木労働局

※ 1 平成 25 年 3 月 31 日以前は 1.8%

※ 2 平成 25 年 3 月 31 日以前は 56 人以上

※ 3 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※ 4 ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
 ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は 1 人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

5 障がい者の福祉サービスの現状

(1) 相談・情報提供

本市の障がい者及び家族等の相談窓口の中心は、相談支援事業所（矢板市障がい児者相談支援センター）、民生委員児童委員、地域包括支援センターです。相談支援事業所は、平成18年10月に矢板市単独で開設され、現在、コーディネーター2人を配置し、サービス利用の相談・助言・申請、生活プランの作成援助、情報提供等を実施しています。

地域包括支援センターについては、平成18年4月に設置され、介護保険や高齢者の相談窓口になっています。

また、矢板市地域自立支援協議会ケア部会では、毎月1回「フリースペース」を開設しており、障がい者等の交流の場として提供しています。

■障がい者及び家族等の相談数

（単位：件）

相談窓口	平成16年度	平成21年度	平成26年度
民生委員児童委員	48	145	160
身体障害者相談委員	120	—	—
知的障害者相談委員	43	—	—
相談支援事業所	249	617	631
在宅介護支援センター	260	152	366
地域包括支援センター	-	240	512
合 計	720	1,154	1,669

資料：矢板市 社会福祉課

(2) 障がい児の通所サービス

こども発達支援センターとして「たけのこ園」があります。利用者数・利用回数とも横ばいの状態にあります。

■こども発達支援センター「たけのこ園」利用実績

	平成16年度	平成21年度	平成26年度
利用人数	15人	12人	11人
利用回数	494回	521回	521回

資料：矢板市 社会福祉課

(3) 移動支援サービス

障がい者福祉タクシー事業においては、高齢者の利用が増えてきており、障がい者の利用が減っている状況です。

リフト付きワゴン車の貸出事業においては、貸出回数が5年前に比べて半減している状況です。

■福祉タクシー事業の利用実績

(単位：回)

	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 26 年度
障がい者利用回数	4,514	5,384	5,100
高 齢 者利用回数	3,416	4,026	4,999
合 計	7,930	9,410	10,099

資料：矢板市 社会福祉課

■リフト付きワゴン車貸出状況

(単位：回)

	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 26 年度
貸出回数	49	52	25

資料：矢板市 社会福祉課

(4) 指定障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの平成26年度までの利用実績及び平成27年度から平成29年度までの利用見込は以下のとおりです。

■障害福祉サービスの利用実績等

(月間量)

サービス名等		単位	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間	385	387	347	473	507	541
日中活動系	生活介護	人日	1,073	1,119	1,147	1,233	1,294	1,358
	自立訓練(機能訓練)	人日	8	10	19	21	21	21
	自立訓練(生活訓練)	人日	0	0	30	52	52	52
	就労移行支援	人日	131	123	146	150	150	150
	就労継続支援 A 型	人日	106	134	199	220	260	300
	就労継続支援 B 型	人日	553	618	581	612	630	630
	療養介護	人	7	6	6	6	6	6
	短期入所	人日	97	87	113	150	170	200
居住系	共同生活援助	人	16	15	14	16	18	20
	共同生活介護							
	施設入所支援	人	31	32	34	34	33	33
相談支援	計画相談支援	人	0	3	13	15	16	16
	地域移行支援	人	0	0	0	2	2	2
	地域定着支援	人	0	0	0	2	2	2
児童福祉法	児童発達支援	人日	50	75	83	84	91	98
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	136	168	180	210	220	230
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	0	0	3	3	3	3

資料：矢板市 社会福祉課

(5) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の平成26年度までの利用実績及び平成27年度から平成29年度までの利用見込は以下のとおりです。

■地域生活支援事業の利用実績等

(年間量)

サービス名等	単位	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込
【相談支援】							
相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人数	0	1	0	1	1	1
【意思疎通支援事業】							
手話通訳者等派遣事業	人数	5	7	7	7	8	9
要約筆記者等派遣事業	人数	0	1	2	2	2	2
【日常生活用具給付等事業】							
介護訓練支援用具	人数	4	2	4	4	5	5
自立生活支援用具	人数	6	9	4	5	6	7
在宅療養等支援用具	人数	3	2	5	6	8	10
情報・意思疎通支援用具	人数	3	3	6	6	6	7
排せつ管理支援用具	人数	134	137	153	160	168	185
住宅改修費	人数	2	1	0	1	1	1
【移動支援事業】							
移動支援事業	人数	1	1	2	3	4	6
	延時間	28	8	21	9	12	18
【地域活動支援センター事業】							
地域活動支援センター事業	箇所数	0	0	0	0	1	1
	人数	0	0	0	0	8	8
【訪問入浴事業】							
訪問入浴事業	人数	3	5	7	7	8	9
【日中一時支援事業】							
日中一時支援事業	人数	30	28	26	30	30	30
【自動車運転免許取得助成、自動車改造助成事業】							
自動車運転免許取得助成事業	人数	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	人数	0	0	1	1	1	1

資料：矢板市 社会福祉課

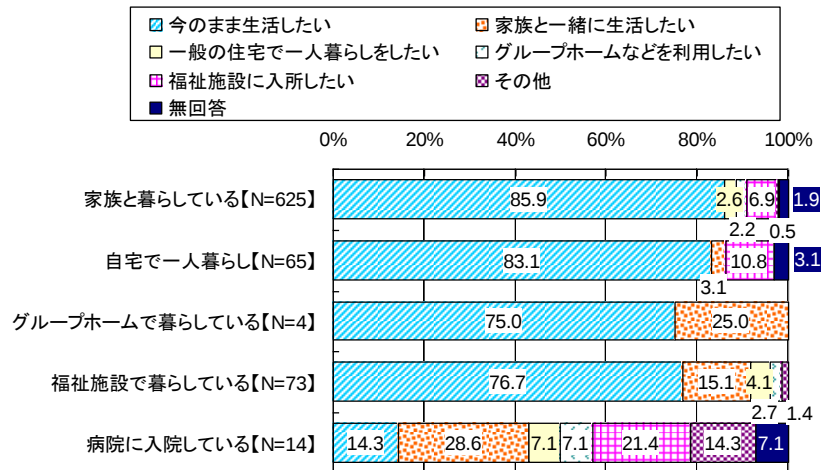
6 アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査結果の整理①（「矢板市障がい福祉計画」より抜粋）

①将来の暮らし方について

○現在の暮らし方は、「家族と暮らしている」人が多く、今後の意向については一人で暮らしている人（施設等入所者を含む）も家族と暮らしている人も「今のまま生活したい」という割合が最も高くなっています。

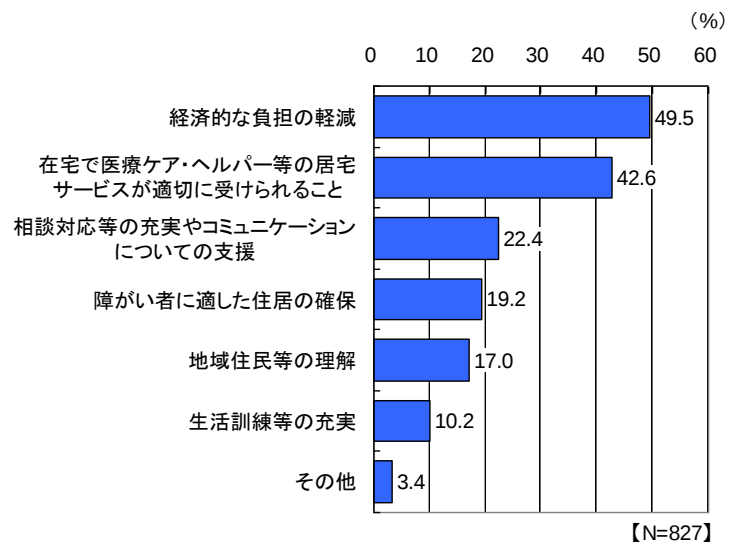
■将来、どのように生活したいと思うか（最も望むもの1つ）



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」と「在宅で医療ケア・ヘルパー等の居宅サービスが適切に受けられること」の回答が多く見られます。

■地域で生活するために必要な支援（複数回答）



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

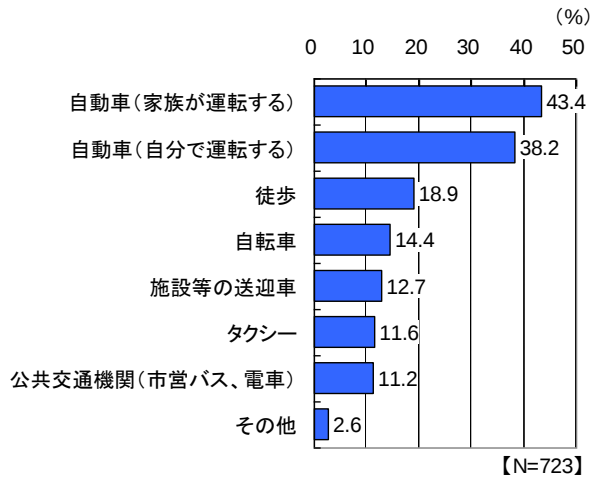
- ▶ 今後は、施設入所者の地域移行や在宅で生活している方が在宅生活を継続することができる訪問系サービス等の提供体制の充実を図る必要があります。
- ▶ 障害年金や各種手当についての情報提供、障害福祉サービスの内容や利用方法、利用者負担額等の周知を図る必要があります。

②外出支援について

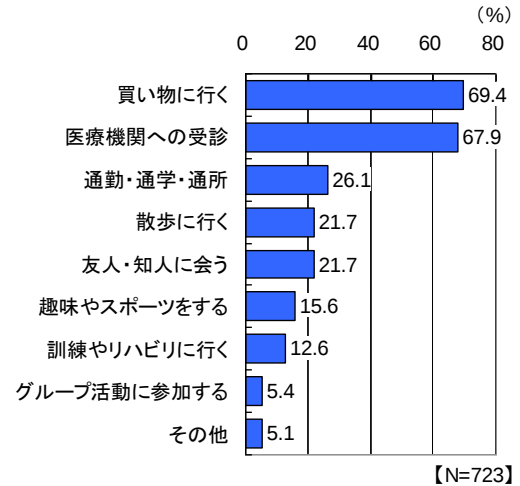
○外出時の交通手段は「自動車」が最も多く、外出時に困っていることに関する自由回答では、将来的な不安（車に乗れなくなった時のこと）が多く挙げられました。

○外出の目的については、「買い物」や「医療機関への受診」など、日常生活に必要不可欠な内容が多くなっています。

■外出時の交通手段（複数回答）



■外出目的（複数回答）



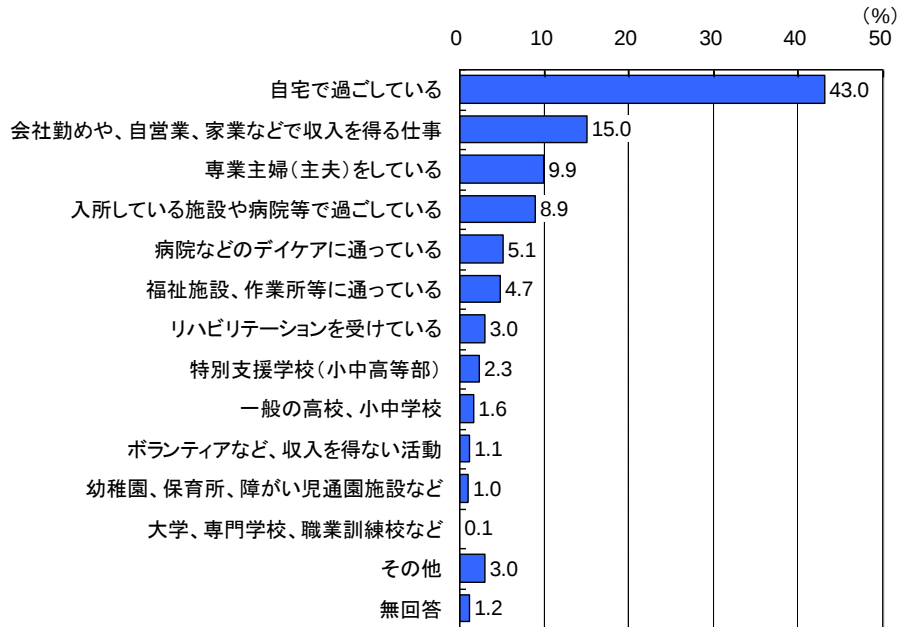
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶ 今後、交通手段の充実を図るとともに、障害福祉サービスの行動援護や地域生活支援事業の移動支援の充実により、同伴者を確保できる環境を整える必要があります。

③日中の過ごし方、就労について

○平日の日中の過ごし方は「自宅で過ごしている」の割合が最も高くなっていますが、アンケート回答者の高齢者の割合が高いことが一因として考えられます。

■日中の過ごし方

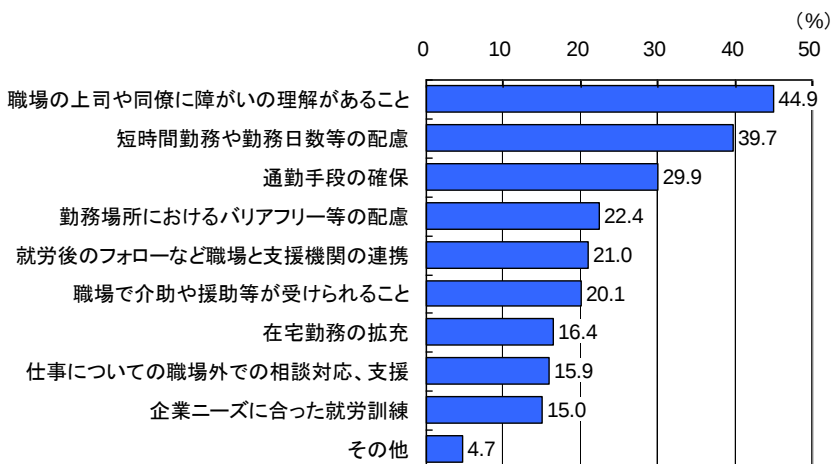


【N=827】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○働く意思のある方に、障がい者の就労支援として必要なことを尋ねたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が多く挙げられています。

■障がい者の就労支援として必要な事（複数回答）



【N=214】

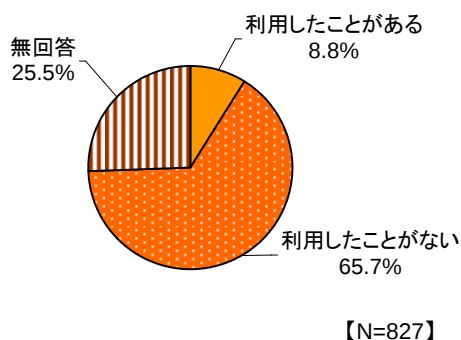
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶ 今後、地域生活支援事業の理解促進・普及啓発事業の活用により市内事業所等への障がい理解の働きかけや必要な配慮の周知を図る必要があります。

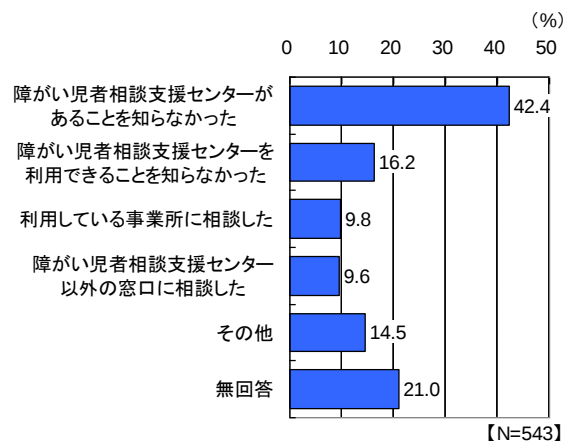
④相談窓口・各種制度の周知について

○市の相談窓口である矢板市障がい児者相談支援センターをはじめ、矢板市虐待防止センター、成年後見制度の利用割合や認知度はいまだに低く、その所在や支援内容、制度内容についての周知が十分にされていない状況と言えます。

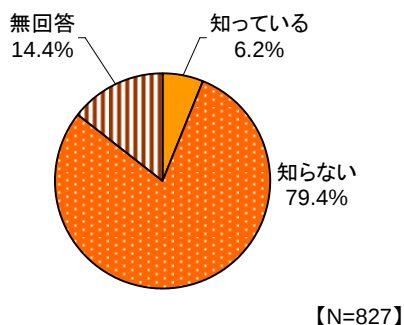
■矢板市障がい児者相談支援センターの利用経験



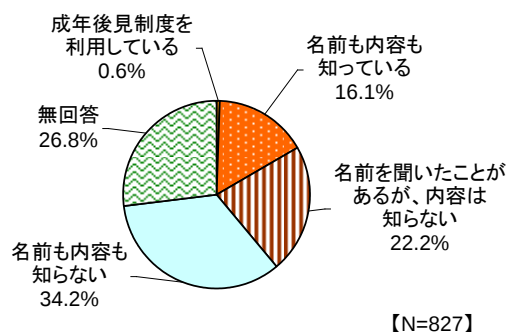
⇒センターを利用しない理由



■矢板市虐待防止センターの認知度



■成年後見制度の認知度



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

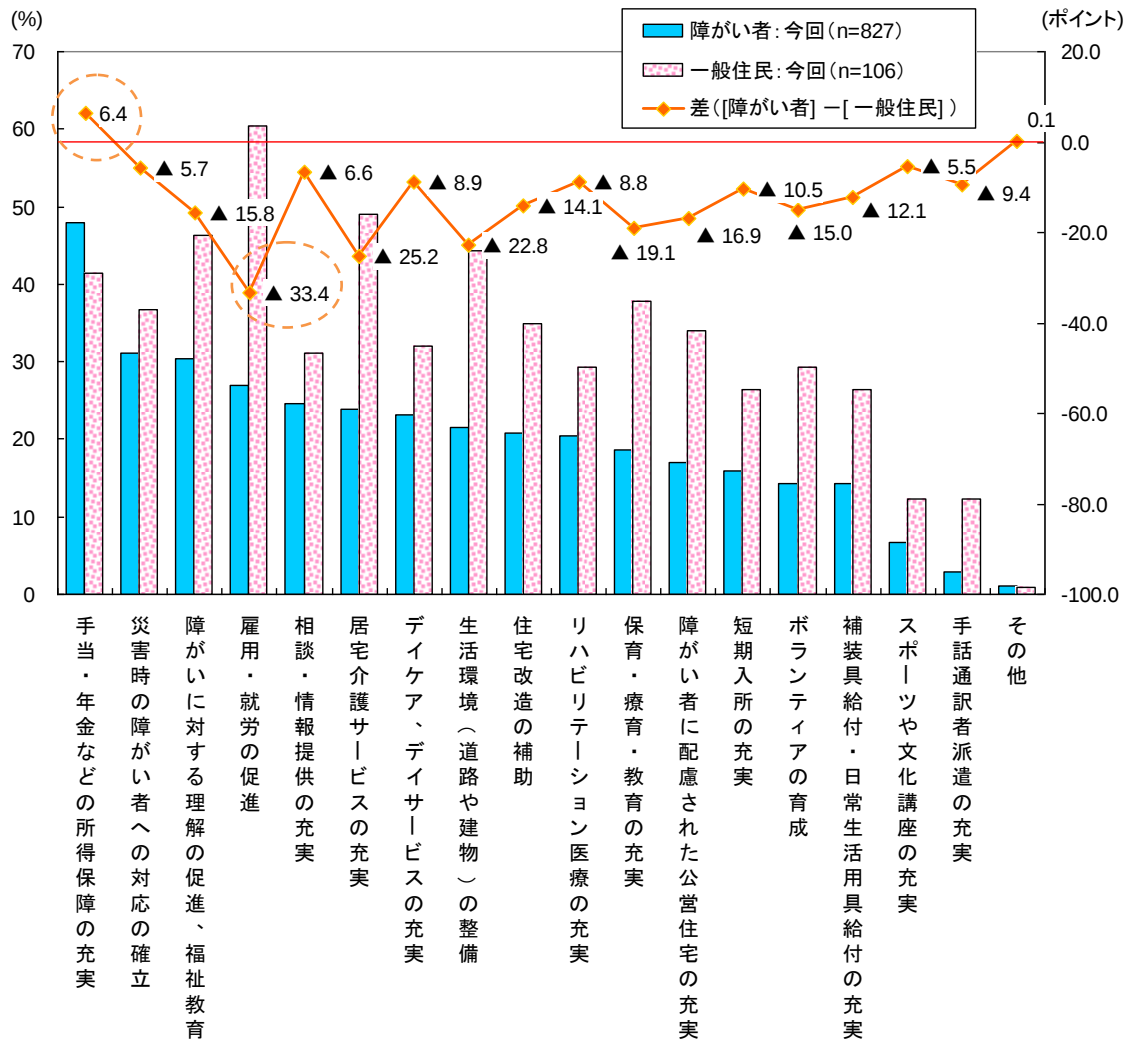
▶ 今後は、市内の相談機関や各種制度はもとより、障がい福祉に関する各種制度や県内に多数ある各種相談窓口について、情報を必要としている人に効果的に情報を届けるための手段を早急に検討していく必要があります。

⑤市が一層取り組んでいくべきこと

○市が一層取り組んでいくべきことについて、障がい者と一般住民のアンケートの回答を比較すると、全般的に一般の回答割合が障がい者よりも高くなっていますが、「手当・年金などの所得保障の充実」については障がい者の回答割合が一般住民を上回っています。

○また、「雇用・就労の促進」については回答割合の差が最も大きく、障がい者と一般住民との間で認識の違いがうかがえます。

■今後、市が一層取り組んでいくべきこと（複数回答）



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶ 今後は、障がい者の意見で多い「手当・年金などの所得保障の充実」について検討し、同じく所得保障の充実につながる「雇用・就労の促進」を図る必要があります。

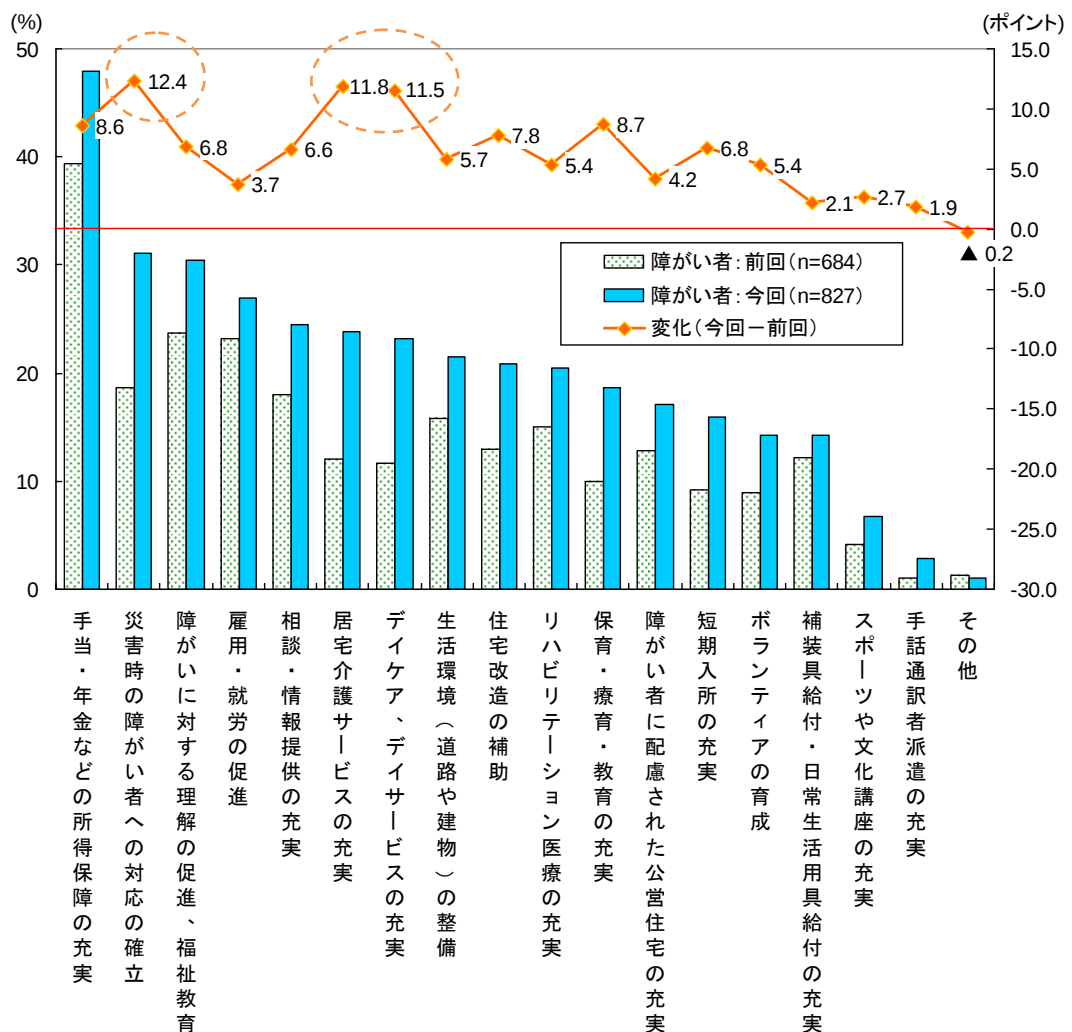
(2) 調査結果の整理②

①障がい者にとって重要な施策（経年変化）

○今回の調査では、市が一層取り組んでいくべきこととして、「所得保障の充実」、「災害時の対応」、「障がいに対する理解の促進、福祉教育」、「雇用・就労の促進」などが上位に挙げられています。

○前回調査との比較では、全般的に今回の回答割合は前回よりも高くなっていますが、その中でも特に、「災害時の対応」、「居宅介護サービスの充実」、「デイケア、デイサービスの充実」の回答割合は大きく増加しています。

■今後、市が一層取り組んでいくべきこと（複数回答）



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

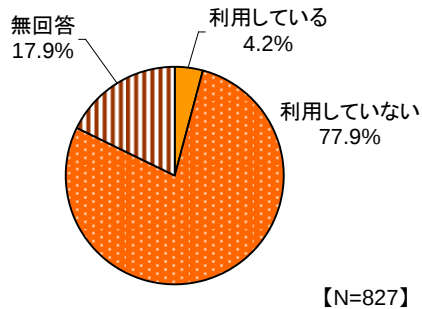
▶東日本大震災による災害等に対する障がい者の不安の高まりなど、障がいがある人それぞれが重要と考える施策、必要とする施策の序列には、経年によって変化がみられます。そのため、本計画期間において重要になる施策分野なども考慮しながら、施策の展開、事業やサービスの実施につなげていく必要があります。

②災害時の備え

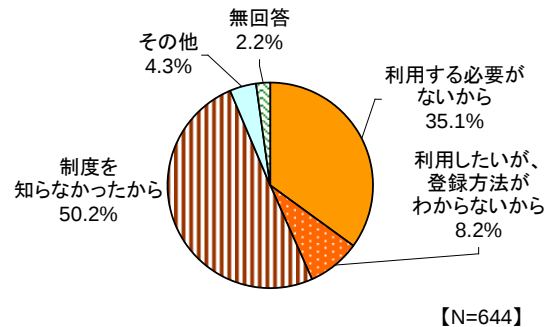
○災害時要支援者登録制度の利用率は 4.2%にとどまっており、利用していない理由としては「制度を知らない」が半数を占めています。

○災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多く挙げられています。

■災害時要支援者の登録制度を利用しているか

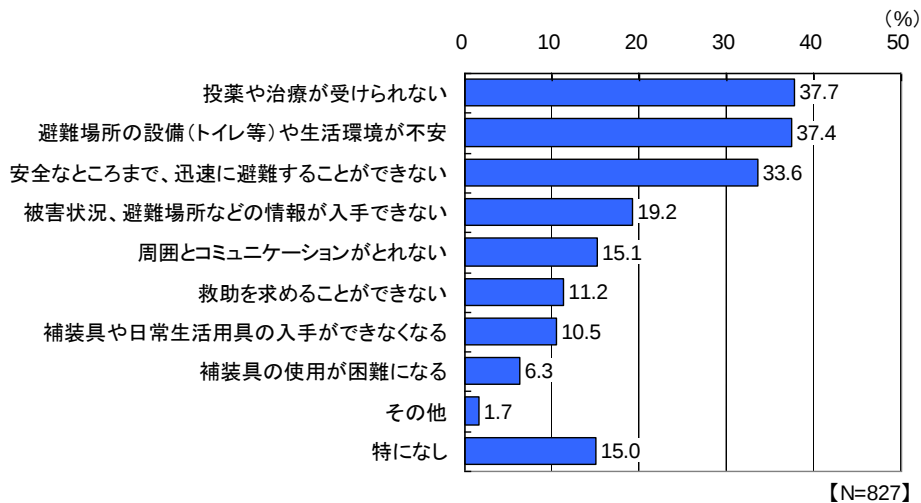


⇒利用していない理由



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

■災害時に困ること（複数回答）



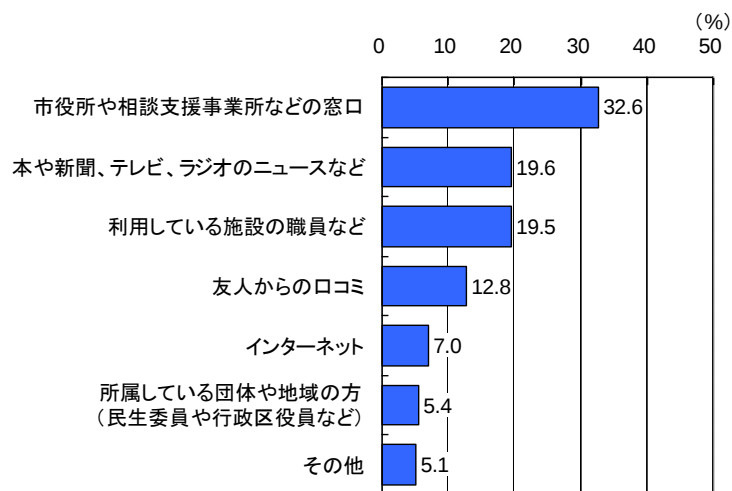
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶障がい者など災害時要支援者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。災害等に対する障がい者の不安を可能な限り取り除けるよう、災害時対応の充実に努めるほか、日々の防災対策や防犯対策の充実に取り組む必要があります。

③情報入手、相談窓口

○サービス情報の入手経路については、「市役所や相談支援事業所などの窓口」という回答が最も多くなっています。

■障害福祉サービスに関する情報をどこから得るか（複数回答）

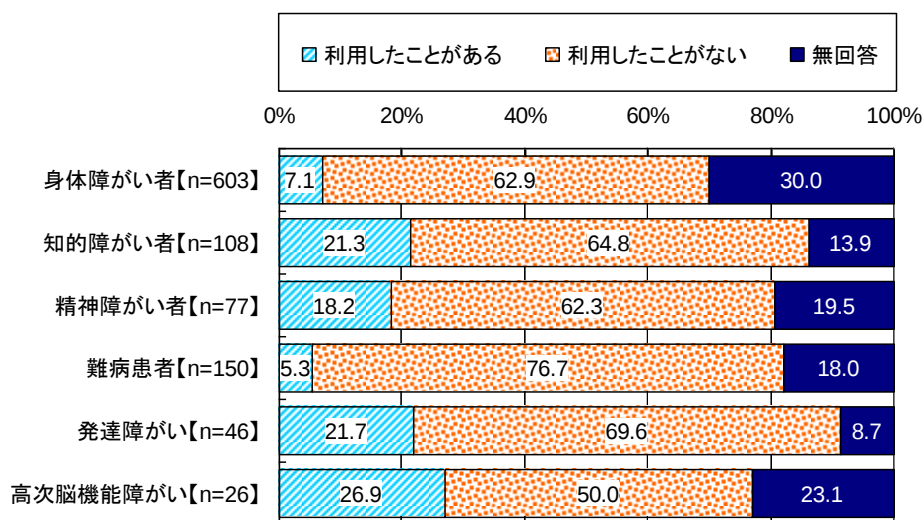


【N=827】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○障がい児者相談支援センターを利用したことがある割合は、最も高い高次脳機能障がいにおいても3割に満たない状況です。

■障がい児者相談支援センターの利用状況



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶障がい者が必要な情報を得られるよう、主要な情報入手経路となっている窓口における情報提供の更なる充実を図る必要があります。

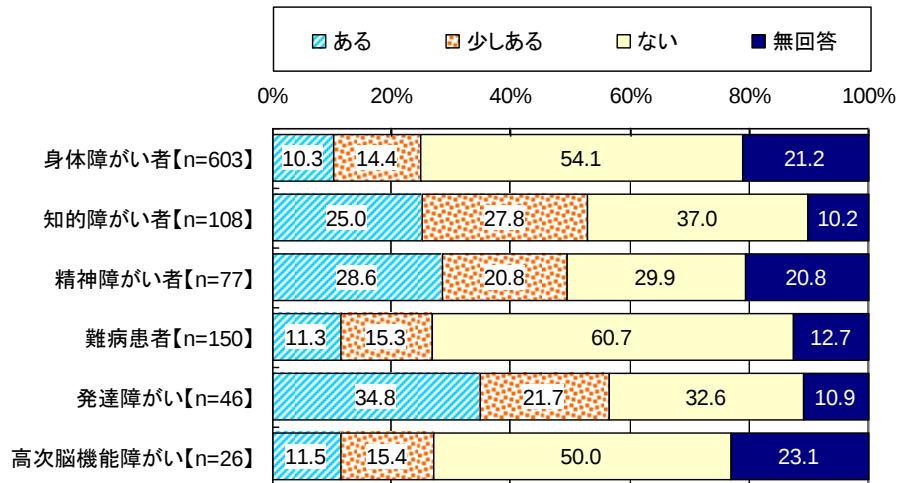
▶障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくため、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援は重要であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスや支援を受けられるよう、相談窓口の周知と相談しやすい体制の整備を図っていく必要があります。

④障がい者への差別や偏見、虐待

○いずれの障がい者についても「差別や嫌な思いをしたことがある」という回答が見られ、特に知的障がい者や精神障がい者、発達障がい者は、日常生活においていまだ差別や偏見を受ける人が少なくありません。

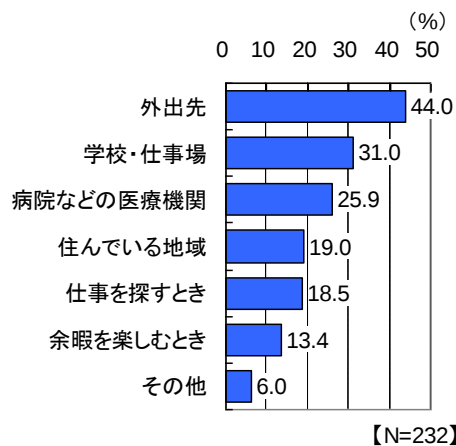
○外出先のみならず、「学校・仕事場」や「住んでいる地域」などの身近な場所においても差別を受けたり、嫌な思いをしており、周囲の理解の乏しさを感じています。

■差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

■どのような場所で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）



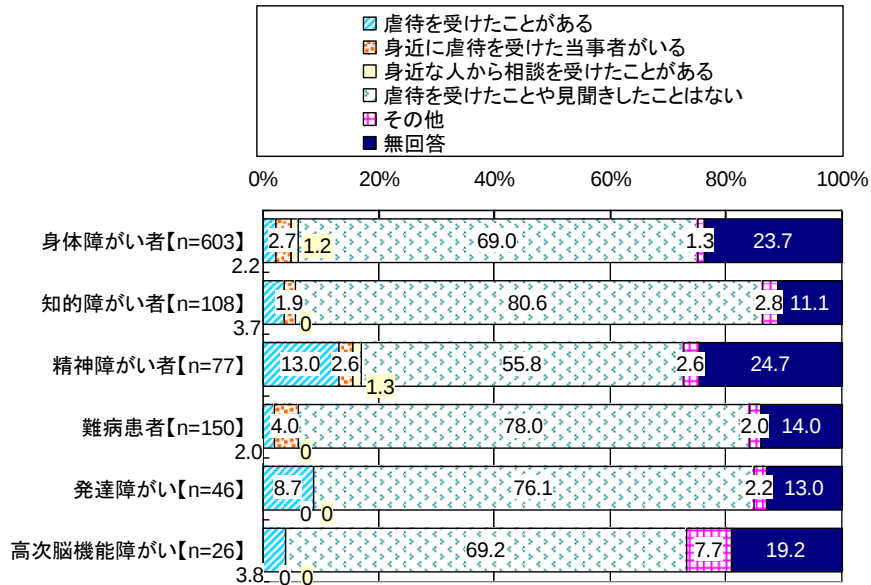
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶障がいや障がい者に対する周囲の理解を促進し、差別や偏見の解消を目指していくことが求められます。一方で、社会参加に向けた周囲の配慮や障がい者自身の積極性なども引き出していく必要があります。

⑤障がい者虐待の状況

○いずれの障がい者についても、「虐待を受けたことがある」という回答が見られます。

■虐待を受けたことがあるか



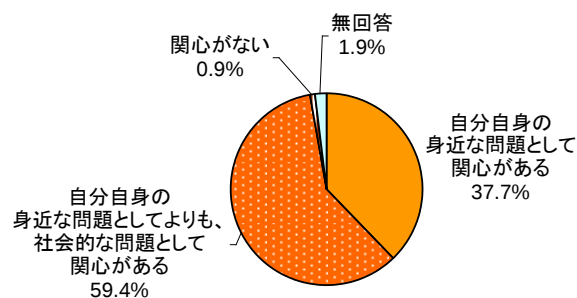
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶いずれの障がい者についても虐待を受けたことがある回答が見られることから、虐待の防止、早期発見・対応に向け、体制整備をはじめ市民への通報義務等の周知を図る必要があります。

⑥障がいのない人の意識

○障がいのある人に関心がある割合は 97.1%と極めて高く、その関心の質については「自分自身の身近な問題として」よりも「社会的な問題として」の関心が多くなっています。

■障がいのある人にどのような関心があるか

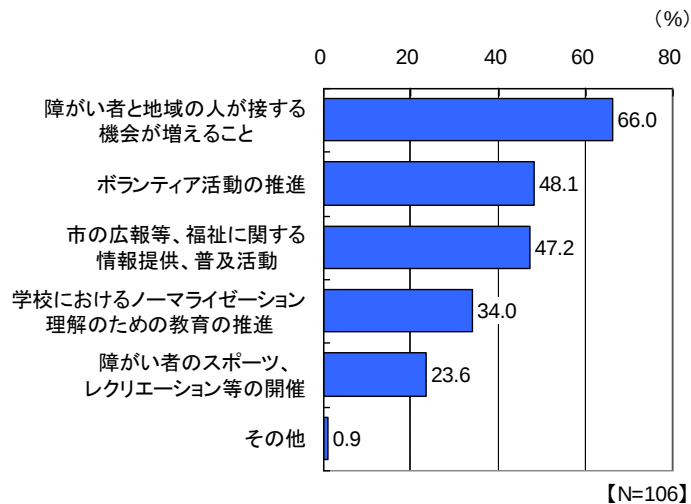


【N=106】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なこととして、「障がい者と地域の人が接する機会が増えること」が最も多く、次いで「ボランティア活動の推進」が2番目に多く挙げられています。

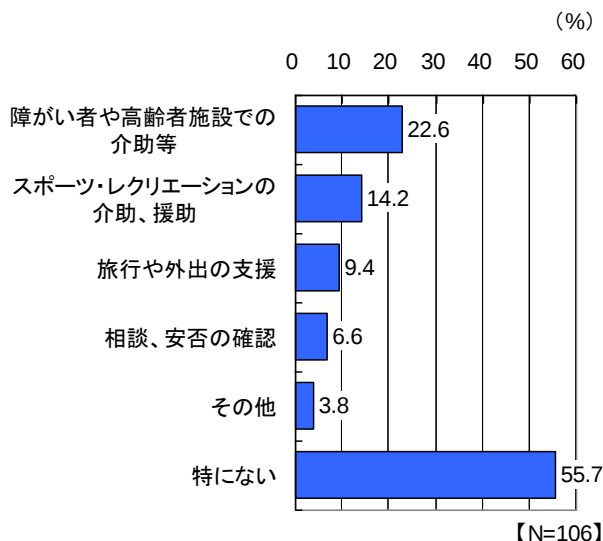
■障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なこと（複数回答）



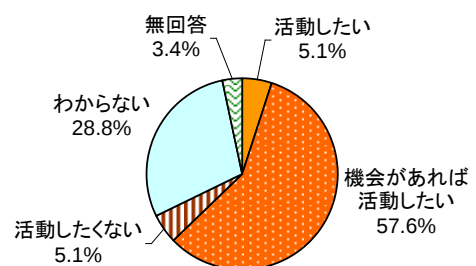
資料：障がい福祉に関するアンケート調査

○障がいのある人に対するボランティアに参加したことが「ない」人は半数以上を占めていますが、そのうちの6割近くの人「機会があれば活動したい」と回答しています。

■障がいのある人に対するボランティア活動の参加経験（複数回答）



⇒未経験者の今後の参加意向



【N=59】

資料：障がい福祉に関するアンケート調査

▶障がい者への関心は高まりを見せていますが、今後は、もっと自分自身の身近な問題としての意識の啓発を図ることが重要です。そのため、交流機会の充実やボランティア活動への参加促進に取り組んでいく必要があります。

7 今後の障がい者福祉施策の課題のまとめ

本市の現状やアンケート調査結果などから、今後の障がい者福祉施策の課題を次のようにまとめました。

課題1 サービスや公的支援などの日々の暮らしに関する課題

◎情報提供の充実と相談窓口の普及

サービス情報の入手については「市役所や相談支援事業所などの窓口」を通じてという回答が最も多いことから、主要な情報入手経路となっている窓口における情報提供の更なる充実を図り、障害年金や各種手当についての情報提供、障害福祉サービスの内容や利用方法、利用者負担額等の周知を図る必要があります。

市の相談窓口である矢板市障がい児者相談支援センターでさえ認知度はいまだに低いことから、市内の相談機関、県内の各種相談窓口、各種制度などの情報を必要としている人に効果的に届けるための手段を早急に検討していく必要があります。

◎福祉サービスの提供体制の充実

障がい者の将来の生活意向として家族と一緒に生活したいという希望が多いほか、前回調査との比較では「居宅介護サービスの充実」、「デイケア、デイサービスの充実」の回答割合が大きく増加していることから、施設入所者の地域移行や在宅で生活している方が在宅生活を継続することができる訪問系サービス等の提供体制の充実を図る必要があります。

◎障がいのある子どもと保護者に対する切れ目のない支援

発達障がい、難病、高次脳機能障がい等のある人の把握に可能な限り努めるとともに、特に子どもについては、障がいの兆候がみられる段階から本人と保護者に対する切れ目のない支援の充実を図る必要があります。

◎障がい者への経済的支援の検討

市が一層取り組んでいくべきこととして、障がい者からは「手当・年金などの所得保障の充実」が最も多く挙げられており、その対策について検討していく必要があります。

課題2 障がいのある人の自己実現、就労、社会参加に関する主な課題

◎障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加に向けては、お互いが、個々の価値観と自己選択、自己決定を尊重することが必要です。また、これまで以上に個人や家族、地域の様々な担い手など、地域全体で支えあう「共助」を伸ばす仕組みづくり、更には、障がい者自身の積極性を引き出していく必要もあります。

◎障がい者が働きやすい職場の実現に向けた啓発活動

市が一層取り組んでいくべきこととして、障がい者から「所得保障の充実」「雇用・就労の促進」などが上位に挙げられていることから、障がい者の所得保障に向け、多様な形態の雇用・就労の環境づくりが求められています。

そのため、「職場の上司や同僚の理解」「企業側の短時間勤務や勤務日数等の配慮」など、働く意思のある障がい者当事者からの要望を踏まえ、職場における理解や必要な配慮を促すための啓発を図る必要があります。

課題3 生活環境、災害時対応に関する主な課題

◎災害時対応体制等の整備

市が一層取り組んでいくべきこととして、障がい者から「災害時の対応」が上位に挙げられているほか、回答割合が前回の調査よりも大きく増加しています。東日本大震災を経て高まっている災害等に対する障がい者の不安を可能な限り取り除けるよう、災害時対応の体制整備を図るとともに、日頃からの防災対策さらには防犯対策も含めた安心できる生活環境づくりの充実に取り組む必要があります。

◎交通環境や外出支援の充実

障がい者の外出の目的としては、「買い物」「通院」など日常生活に不可欠な事由が多くなっています。また、今後も外出時の交通手段としては「自動車」が最も多く挙げられていますが、外出時の困りごとに関する自由回答では「将来的な不安（車に乗れなくなったときのこと）」が多く挙げられていることから、今後は交通環境や手段の充実について検討していく必要があります。

課題4 住民の意識啓発、「共生社会」の実現に関する課題

◎心のバリアフリー化

知的障がい者や精神障がい者、発達障がい者を中心に、「学校・仕事場」や「住んでいる地域」などの身近な場所においても差別を受けたり、嫌な思いをしている人が少なくないことから、住民に対し、障がいや障がい者に対する理解を広く求め、「心のバリアフリー化」を目指していく必要があります。

◎ボランティア活動や交流の機会の拡充

障がいのある人への理解を深めるために必要なこととして、「交流機会の増加」「ボランティア活動の推進」が一般住民の側から多く挙げられており、その気持ちに積極的に応え、交流やボランティア活動の機会の拡充に取り組む必要があります。

また、障がいのある人に対するボランティア活動の未経験者の半数以上は「機会があれば活動したい」と回答していることから、情報提供や研修など、参加に向けたサポート方法を工夫する必要があります。

◎虐待防止、早期発見・対応のための体制整備

アンケート調査の結果では、いずれの障がい者についても虐待を受けたことがある回答が見られることから、虐待の防止、早期発見・対応に向け、市民への通報義務等の周知とともに体制整備を図る必要があります。

◎障がいのある人を温かく見守る地域づくり

住民の障がいのある人に関心がある割合は極めて高い状況にありますが、さらに今後は「社会的な問題として」の関心にとどまらず、「自分自身の身近な問題として」の関心への意識改革を図る必要があります。

障がい者の将来の生活意向として、家族と一緒に生活したいという希望が多いことから、地域において障がい者が家族と共に暮らせるよう、障がいの有無に関わらず互いに尊重しながら共に暮らせる温かな地域づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第4次矢板市障がい者福祉計画においては、前計画から基本理念を継承し、引き続き以下のとおりとします。

ともしつくる、すべての人が
いきいきと生活できるまち・矢板

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会こそ、本市の考える地域社会のあるべき姿です。その実現のためには、すべての市民が障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を無くしていくことはもちろん、理解を深め、正しい認識を持ち、障がい者への配慮や支援を普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

この基本理念のもと、地域に暮らす互いの存在を認め合い・思いやり・支え合いながら、誰もがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを、すべての市民と共に進めていきます。

2 計画の基本目標

今後の障がい者施策の課題や前計画である第3次計画の基本目標を踏まえ、第4次計画の基本目標として次の4つの目標を掲げます。

基本目標1 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、本人や家族が生活全般にわたって気兼ねなく相談ができ、必要な支援やサービスを受けられることが重要です。

そのため、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた相談支援体制、サービス提供体制の充実を目指します。

障がい者を、単に支援の対象としてでなく、自らの決定に基づき社会に参加する存在として主体的に捉え、相談・支援全般に関する障がい者本人やその家族等の意見を聴き、その意見をできる限り尊重していきます。

基本目標2 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある人が豊かで充実した生活を送るためには、経済的・社会的に自立し、様々な分野における社会参加が図られることが重要です。

そのため、障がい者個人の持てる力を高めるための適切な教育環境の充実、就労機会の拡充や就労環境の改善、スポーツ・文化芸術活動への参加の促進等により、障がい者の自立と社会参加が実現できる仕組みづくり・環境づくりを推進します。

基本目標3 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がいのある人が快適な生活を送るためには、障がいや障壁（バリア）のないバリアフリーのまちが求められます。さらに、障がい者の安全・安心の暮らしの実現のためには、地震や風水害などの自然災害への備えや詐欺などの犯罪への対策も不可欠です。

そのため、移動や住居など生活の場における物理的障壁の除去を図るバリアフリー化、交通環境の改善、防災・災害時対応や防犯のための対策など、障がい者が安心していきいきと生活できるまちづくりを推進します。

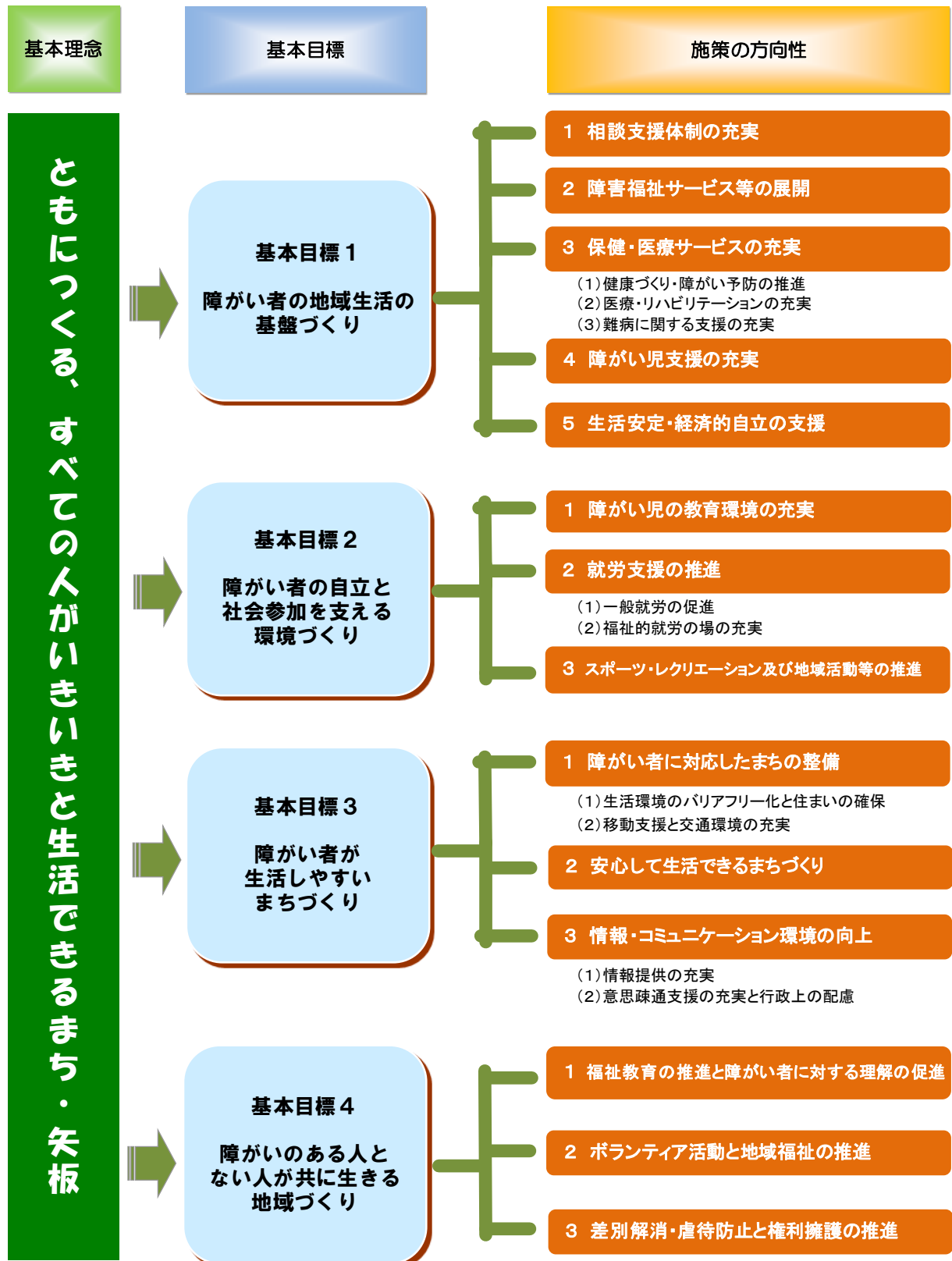
基本目標4 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

障がいのある人が差別や偏見を感じることなく、一人の市民として尊厳や権利が守られる当たり前の生活を送るためには、地域の住民の更なる理解や協力はもちろん、障がい者自身の積極性も含めたあらゆる市民の心のバリアフリー化が必要であると言えます。

そのため、障がい者の社会参加の妨げとなるような地域の慣行・観念・差別等の社会的障壁の除去に向け、広報・啓発活動を展開するとともに、住民のボランティア活動、障がい者の地域活動への参加などを促進します。障がいの有無に関わらず、互いを尊重し合い、思いやりながら自然に交流できる地域づくりを推進します。

3 施策体系

計画の基本理念、基本目標のもと、本計画の施策の体系を図に示すと次のようになります。



第4章 計画の推進に向けて

1 協働・連携による施策・事業の展開

（１）市民と行政の協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、市民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。本市の自治の基本的なルールを定めた「矢板市まちづくり基本条例」においては、市民と行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、ともに公共を支える「協働のまちづくり」が必要であるとしています。

計画に定める各種施策を進めていくため、市民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、市民と行政の協働を推進します。

（２）関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によるところも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

（３）地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者施策の推進にあたっては、行政、サービス事業所、教育・雇用・人権等の分野の関係者などが支援のネットワークを構築していくことが重要であることから、本市ではその中核的機関として矢板市地域自立支援協議会を設置しています。

自立支援協議会及び協議会内に設置している部会を通じて関係機関との連絡・調整をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに情報交換を行い、障がい者に対する支援体制の充実を図ります。

（４）計画の周知と地域との連携

平成28年度からの計画の推進にあたり、市民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、「広報やいた」やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。

障がい及び障がい者に対する地域社会の理解と協力を得るため、地域住民をはじめ、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの地域の関係者・関係機関との連携強化に努めます。

2 人材の育成・確保

障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者本人や家族の気持ちや要望を十分にくみながら、合理的配慮に基づいた対応のできる人材の育成に努めます。

また、市民の障がい福祉ボランティア養成の一環として、手話通訳の講習会や研修会などを開催するとともに参加を促進し、本市在住の福祉・保健・医療等の有資格者、知識・経験を有する福祉人材の掘り起こしに努め、市民の協力の促進を図ります。

サービス事業者等に対しては、公的機関が実施する研修等の情報提供を行い、職員の参加を促進します。

3 計画の進行管理

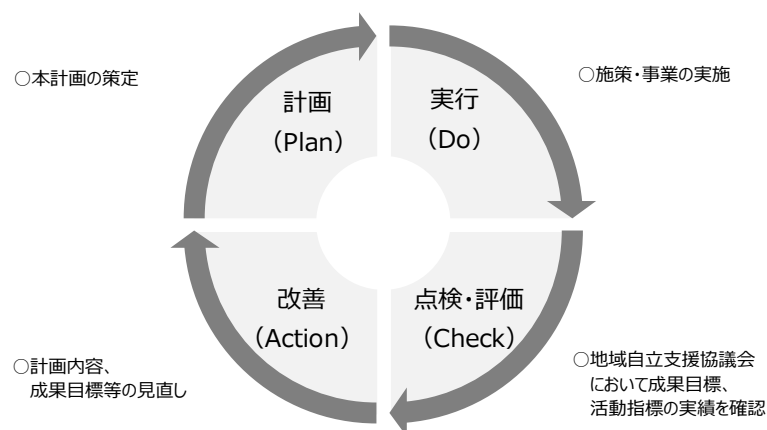
（１）計画の進捗状況の点検・改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、矢板市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

（２）計画の評価・見直し

障がい者計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5か年です。したがって、最終年度となる平成32年度においては計画内容の見直しを実施し、新たな計画を策定します。

なお、障がい福祉計画は平成29年度に見直しを予定しており、内容の大幅な変更など障がい者計画への影響が大きいと考えられる場合には、必要性を判断しながら中間での見直しも検討します。



第 2 編

各 論

～ 障がい者施策の展開 ～

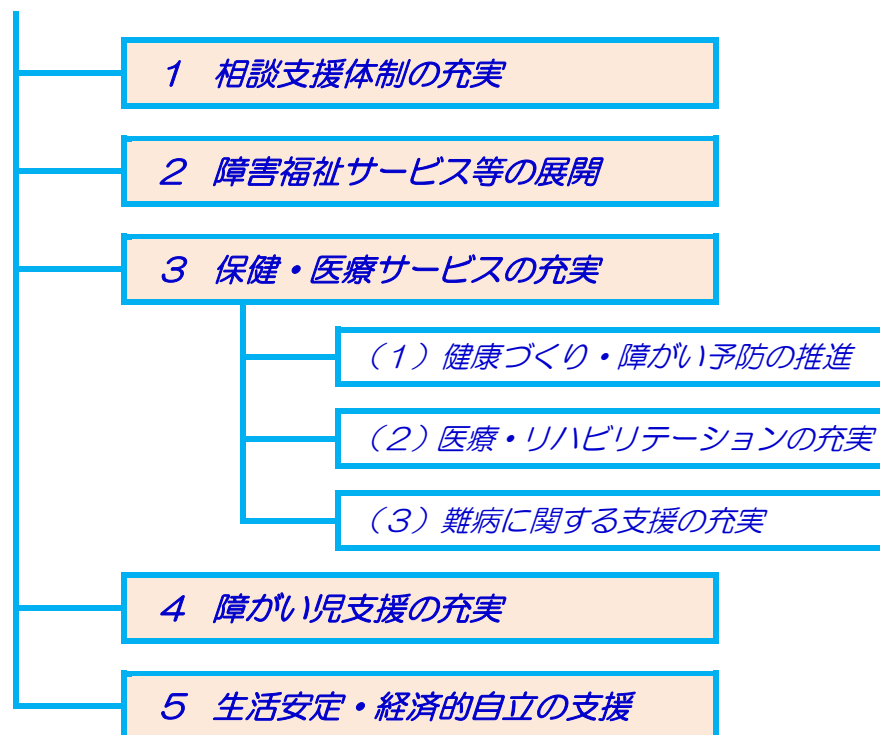
第1章 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす上で、最も基本的であり根幹をなすサポートは相談支援と言えます。安心して気軽に相談できることが支援の入口となり、それぞれのニーズに応じた必要な支援やサービスを受けることができ、社会参加も促進されることになります。さらに、経済的自立を支援する点では、制度に基づく年金等や手当の周知や支給を図ることも重要です。

また、健康・医療の面では、障がい者には定期的な通院を必要とする人も多いほか、障がいを軽減するリハビリテーションも重要になります。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な配慮が求められるほか、高次脳機能障がいの人には専門的な支援が求められます。なお、障がいの発生を予防する観点からは、保健対策や生活習慣病対策、心の健康づくりなどがあらゆる年代のすべての市民にとって重要と言えます。

さらに近年では、発達障がいあるいはその疑いのある子どもが増えていることなどから、子どもの発達や早期療育に向けた支援をはじめ、保護者等に対する配慮やサポートが求められています。

▶ 施策の方向



施策の方向 1 相談支援体制の充実

障がいのある人の年齢や障がいの状態、さらには家庭の状況などに応じ、それぞれが必要とする支援やサービスを受けられるよう、安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	関 係 機 関 及び市担当課
内 容		
1	相談支援の充実	社会福祉課
社会福祉課の窓口において、障がいのある方及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、障がい者本人やその家族に対するきめ細かな相談支援の充実に努めます。		
2	専門的な相談支援体制の整備	
民間の相談支援事業所（「矢板市障がい児者相談支援センター」）への委託により、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図ります。 利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、市内及び広域の相談支援事業所との連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画の作成などの支援体制の整備に努めます。		
3	障害者手帳の交付	社会福祉協議会
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。		
4	★矢板市地域自立支援協議会の機能強化★※	
困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である地域自立支援協議会に5つの部会を設置し、障がい者を取り巻く地域の課題の解決を図ります。		
5	心配ごと相談	相談員…民生委員児童委員
住民の日常生活に関する相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。 ●相談場所…きずな館		社会福祉協議会
6	無料法律相談	
弁護士による無料法律相談を行います。（予約制） ●相談場所…きずな館		
7	成年後見相談会	相談員…司法書士
障がい者や高齢者などの成年後見に関した専門家による無料相談を行います。（予約制） ●相談場所…きずな館		地域包括 支援センター

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向2 障害福祉サービス等の展開

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスの提供、補装具や日常生活用具等の給付を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	障害福祉サービス等の提供体制の充実	社会福祉課
	障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実を図ります。 ●訪問系サービス：「居宅介護（ホームヘルプサービス）」「行動援護」など ●日中活動系サービス：「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」など ●居住系サービス：「共同生活援助」「施設入所支援」 ●相談支援：「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」 ●児童福祉法に基づくサービス：「児童発達支援」「放課後等デイサービス」など	
2	補装具費給付	
	障がい者、難病患者等の日常生活や職業生活をしやすいするため、補装具費の給付、修理を行います。（自己負担あり） 対象者 身体障害者手帳所持している方。指定難病の方。	
3	日常生活用具給付等事業	
	在宅の重度障がい者、難病患者等の日常生活をしやすいために、日常生活用具の給付を行います。（自己負担あり） 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳を所持している方。指定難病の方。	
4	身体障がい者訪問入浴サービス	社会福祉協議会
	移動浴槽車を配車して、入浴介助を行い、身体障がい者が健康で安らかな生活を営むことができるように援助します。 対象者 身体障害者手帳 1, 2 級、独力での入浴が困難な方	
5	福祉機器の貸し出し	
	疾病、けが、障がい等により、一時的に福祉機器を必要とする方に、福祉車両、車いすの貸出を行います。	社会福祉協議会
6	介護用品支給	
	本市に在住の常時おむつを必要とする在宅者で、要介護4・5の高齢者及び重度心身障がい児者で、ストマ用装具給付対象外の障がい児者に対し、月 2,000 円の紙おむつ等、給付券を交付します。	

施策の方向3 保健・医療サービスの充実

(1) 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの早期発見や障がいの予防のため、母子保健、学校保健において、健康診査や保健指導等を実施します。さらに、成人の生活習慣病対策として、保健事業や介護予防事業等を推進するとともに、心の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や相談支援を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	妊婦・乳幼児健康診査 相談員…医師・保健師等 妊婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施し、妊婦病気や心身に障がいをもつ子どもの早期発見をし、早期治療や療育につなげます。 ●妊婦健康診査 ●乳幼児健康診査 (3か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児)	子ども課
2	乳幼児訪問事業 相談員…保健師等 育児支援や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象として訪問指導を行います。	
3	乳幼児健康相談 相談員…保健師・臨床心理士等 乳幼児健康相談を毎月実施するとともに、5歳児を対象に発達相談を実施します。	
4	ことばの相談 相談員…言語聴覚士 言葉が遅い、コミュニケーションが取りづらい、発音が正しくできない、吃音等の心配を持つ子どもと保護者を対象に言語聴覚士による相談を実施します。	
5	スクールカウンセラーの配置 中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を目指します。	教育総務課
6	成人健康診査・保健指導・健康教室等 健康診査を実施し、個別指導が必要な市民に対しては、健康教室・健康相談・訪問指導等を行います。 ●特定健康診査 ●30歳節目健診 ●後期高齢者健診 ●各種がん検診 ●胃がんリスク検診 ●骨粗しょう症検診 ●歯周疾患検診 ●特定保健指導 ●健康相談 ●健康教室	健康増進課
7	心の健康相談事業 相談員…医師等 気持ちが落ち込む、人間関係がうまくいかないなど、心のことで悩んでいる本人や家族を対象に相談事業を予約制で行います。	

(2) 医療・地域リハビリテーションの充実

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療費助成制度の普及と円滑な推進を図るとともに、リハビリテーションの利用促進に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	自立支援医療費給付	社会福祉課
	障がいの軽減や機能の回復のための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）を受けた際の医療費を給付します。（ただし、県で指定した医療機関とする）	
2	重度心身障がい者医療費助成	
	重度の心身障がい者が、医療機関にかかった場合、支払った費用（保険診療分）を助成します。一部自己負担あり。	
対象者	身体障害者手帳 1,2 級の方、療育手帳 A1,A2 相当の方、身体障害者手帳 3,4 級であって、療育手帳 B1 相当の障がいを重複している方	
3	自立訓練	
	とちぎリハビリテーションセンターと連携し、知識や能力向上により自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供を図ります。	
4	高次脳機能障がい者への支援	
	高次脳機能障害支援拠点機関（とちぎリハビリテーションセンター）との連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応等の支援を行います。	

(3) 難病に関する支援の充実

難病の対象疾病は、平成 27 年 7 月から 110 疾病から 306 疾病に拡大されました。難病関連の情報収集と情報提供に努め相談支援を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	特定疾患福祉手当	社会福祉課
	治療の確立していない難病の方やその保護者の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るため、特定医療費受給者証交付者に対し、年 1 回手当を支給します。	
2	在宅の難病患者等に対する支援	
	難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことから、その周知を図ります。在宅療養を続ける難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。	

施策の方向4 障がい児支援の充実

障がいの兆候がみられるなど、配慮を要する子どもを早期に必要な支援につなげるとともに、保護者の不安をできる限り軽減できるよう、個々の状況に応じた適切な支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	児童福祉法に基づくサービスの確保 児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実を図ります。 ●児童通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援） ●児童相談支援 ●児童入所支援（福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援）	社会福祉課
2	乳幼児発達相談事業 相談員…臨床心理士等 乳幼児の身体や言葉のことで心配や不安があるときに、臨床心理士等が相談に応じます。	
3	障がい児保育の充実 保護者の労働又は疾病などにより保育を必要とする児童のうち、心身に障がいを有する児童を受け入れる保育所（園）に対し補助します。	子ども課
4	障がい児の保護者等に対する支援 障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。	
5	こども発達支援センター「たけのこ園」 就学前の心身障がい児の福祉の増進を図るために、こども発達支援センター「たけのこ園」があります。心身の発達に遅れのある児童とその家族と一緒に通園し、療育訓練、生活指導などのサービスが受けられます。 ▼主な事業 動く療育訓練、個別指導技術援助、口腔指導技術援助、歯科検診、検便・寄生虫検査、交通安全指導、春の遠足、野外訓練、誕生会、園外保育、施設見学、ふれあい交流、クリスマス会、りんご狩りなど	たけのこ園 塩谷広域行政組合
6	音楽療法の推進 専門の講師がリトミック（音楽やリズムに合わせてのダンスや手遊び）などの音楽療法プログラムを実施し、障がいのある子どもとない子どもが音楽を通じて共に集える場の充実を図ります。	障がい児者 相談支援センター 子ども課

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障がいのある人の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当の支給制度について、その周知を図るとともに適切な運用に努め、障がいのある人とその家族等の生活の安定と経済的自立を支援します。

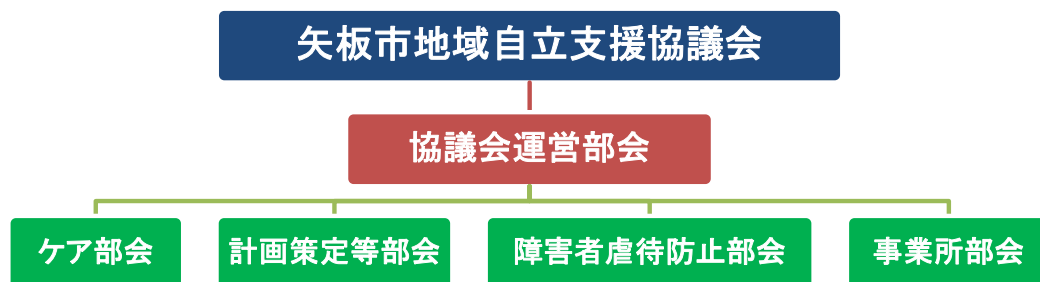
【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	国民年金（障害基礎年金）の支給	市民課
	国民年金に加入中に、初診日がある傷病で障がい者になり、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、または20歳前に初診日のある傷病で障がい者になったときに20歳から支給します。	
2	特別障害給付金の支給	社会福祉課
	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がい者の人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を鑑み、福祉的措置として支給します。	
3	各種障害手当の支給	
	経済的負担軽減のため、本人もしくは養育者に手当を支給します。 ●障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ●特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ●特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者 ●重度心身障害児者介護手当：日常生活の困難な重度身体障害児者及び重度知的障害児者を常時介護している者	
4	税や各種割引・減免制度の周知	社会福祉協議会
	自動車税・自動車取得税等の減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図ります。	
5	生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会
	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者を含む世帯を対象に資金を貸付け、自立支援を行います。 審査実施機関 栃木県社会福祉協議会 申 請 窓 口 矢板市社会福祉協議会	

★重点的な取り組み★

地域自立支援協議会の機能強化

対応困難事例への対応や関係機関のネットワークの中核機関である地域自立支援協議会に、5つの部会を設置します。



各部会には、それぞれの部会のテーマや性質における「障がい者を取り巻く地域の課題の抽出」、「課題の解決策の検討とその実践」などの役割を期待し、各部会の活動を通じた地域の問題解決の仕組みの定着を図ります。

担当課：社会福祉課

▶各部会の主な活動内容

協議会運営部会	○各専門部会からの報告取りまとめ、報告事項の検討など ○協議会への提案
ケア部会	○各委員の所属機関での対応困難事例について協議 ○障がい福祉に関する出前講座の実施 ○フリースペース
計画策定等部会	○第4次矢板市障がい者福祉計画のPDCAの実施
障害者虐待防止部会	○虐待早期発見のチラシの配布と虐待についての講習会等の開催 ○事例などによる研修や地域課題の検討
事業所部会	○市ホームページへの事業所情報の更新 ○介護サービス事業所との連携 ○施設見学等の実施

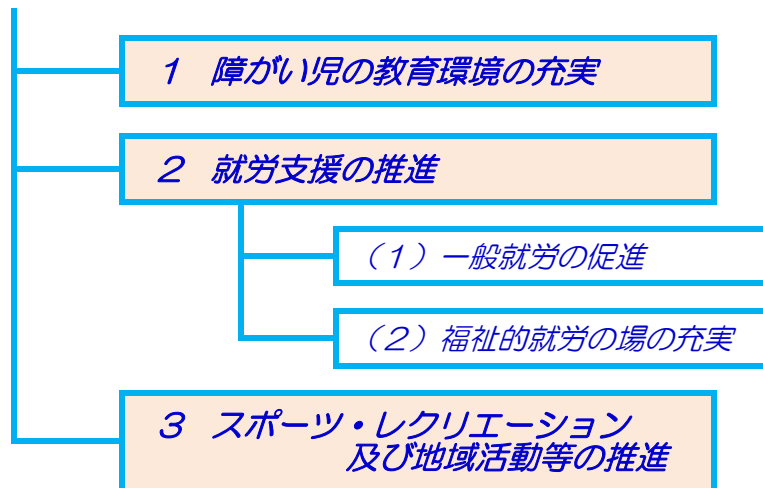
第2章 障がい者の自立と社会参加を支える環境づくり

障がいのある子どもが、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのためには、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて指導・支援を受けられる教育環境が欠かせません。

障がいのある人が社会参加の機会を得るということにおいては、その適性と能力に応じた就労を通して経済的な自立を図ることが極めて重要です。そのため、障がいのある人の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の場を増やすこと、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。

また、スポーツやレクリエーション、地域活動については、障がいのある子どもから大人まで、年代を問わずに重要な社会参加の機会となります。生きがいのある豊かな生活を送るためにも、積極的な振興を図る必要があります。

▶ 施策の方向



施策の方向1 障がい児の教育環境の充実

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学校生活を送れるよう、発達障がいも含めたさまざまな障がいに応じた特別支援教育を推進するとともに、就学支援や関係機関の調整に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
内 容		
1	矢板市教育支援委員会	教育総務課
	障がいを持つ新学齢児、就学児の適切な就学についての審議を年2回行います。	
2	★矢板市幼・保・小連携巡回相談★※	
	医師、臨床心理士、特別支援学校及び特別支援学級の教員等がチームを編成して、保育所（園）・幼稚園・小学校を巡回訪問し、支援を必要とする子どもへの対応の仕方等についてアドバイスを行います。	
3	特別支援教育コーディネーターの配置	
	小・中学校等において特別支援教育コーディネーターを配置し、相談対応等の校内指導体制の充実、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整を図ります。	
4	特別支援教育の推進	
	知的障がい、情緒障がい、聴覚障がい等の特別支援学級について、環境整備等を含めた充実を図ります。さらに、各小・中学校においては、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を推進します。	
5	特別支援学校における交流と共同学習の推進	
	特別支援学校に在籍する障がい児が居住する地域の保育所（園）・幼稚園・小・中学校において、交流活動を推進します。	
6	教職員等研修の実施	生涯学習課
	障がい児の普通学校への就学が増加している現状から、一般教職員の障がい児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設けます。	
7	TT（チームティーチング）教員の配置	
	障がいのある児童生徒も含めてきめ細かい授業を行うために、少人数指導員配置の無い小学校に対し、TT（チーム・ティーチング）教員を配置します。	
8	学校施設のバリアフリー化	生涯学習課
	障がい児が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。	
9	学校外の活動場所の確保	生涯学習課
	学校や教育委員会等との連携を図り、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。	

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向2 就労支援の推進

(1) 一般就労の促進

学校、企業、関係機関等との連携を図り、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。また、事業所やハローワークなど関係機関との連携により、事業所等に向けて障がい者雇用の啓発に努め、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	関 係 機 関 及び市担当課
内 容		
1	関係機関との連携による職業相談	社会福祉課
公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉人材センターなどと各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築と障がい者の職業相談に努めます。 職業準備訓練のあっせん、職業実習先との調整・就職後の助言、雇用管理の助言、特別支援学校卒業生のフォローアップを行います。		
2	就労移行支援事業	
障害福祉サービスの就労移行支援事業の確保を図り、障害者のための職業訓練に関する情報提供に努め、障がい者の一般就労へとつながるよう支援します。		
3	障がい者雇用の広報・啓発	
障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発を図るとともに、商工会、関係機関との連携のもと、市内及び近隣の企業等に対して、障がい者の特性に合わせた職種・業務の創出と積極的な雇用を働きかけていきます。		
4	障がい者の就労環境の向上のための広報・啓発	
障がい者が無理なく就労環境を整えていけるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります 就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司・同僚等の理解の促進するための広報・啓発を行います。		

(2) 福祉的就労の場の充実

障がいにより一般就労が困難な人にとって、いわゆる「福祉的就労」は、働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	就労継続支援事業	社会福祉課
	障害福祉サービスの就労継続支援事業の確保を図り、障がい者の福祉的就労の場の充実に努めます。	
2	福祉的就労を担う団体・組織等への支援	
	障害福祉サービス事業所のみならず、障がい者支援団体、障がい者家族会、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う団体・組織等の活動を支援します。	
3	障がい者施設等の販売機会等の拡大	社会福祉課
	市において随意契約可能な物品や役務の受注については、調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。 障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、販売機会の拡大に努めます。	

施策の方向3 スポーツ・レクリエーション及び地域活動等の推進

スポーツ・レクリエーション、地域活動などについては、障がいのある人の楽しみや生きがいになるとともに、重要な社会参加の機会となることから、更なる活動機会の拡充と参加の促進に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	関 係 機 関
内 容		及び市担当課
1	障がい者スポーツ大会	社会福祉課 社会福祉協議会
市内の身体・知的・精神障がい者を対象とした「矢板市障がい者スポーツ大会」を年1回開催します。また、県内の身体・知的障がい者を対象とした「栃木県障害者スポーツ大会」の周知と参加促進を図ります。		
2	障がい者スポーツ教室	社会福祉課
ビームライフルを用いたクレー射撃、フライングディスク、ペタンクなど、障がい者が気軽に楽しむことのできるスポーツ教室を実施します。		
3	フリースペース	
障がいがある人やその家族が気軽に安心して集まり、自由に交流や相談をすることができる場所として、毎月1回「フリースペース」を開設する事業を実施します。		
4	地域活動支援センター事業	社会福祉課
障がい者又は障がい児を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターⅡ型*事業所に対して補助を行います。 また、地域活動支援センター事業への参入を民間企業に対して働きかけていきます。		
5	地域活動全般におけるノーマライゼーションの推進（新規）	
地域におけるさまざまな活動において、障がい者が普通に参加できる地域社会を目指し、障がいのある人となない人との間の壁を取り払うための配慮や環境・体制づくりを推進します。		
6	ピアカウンセリング	障がい児者 相談支援センター
障がいを持つ仲間と悩みを共有したり、仲間づくりをしたりするためのミニイベントを開催します。		

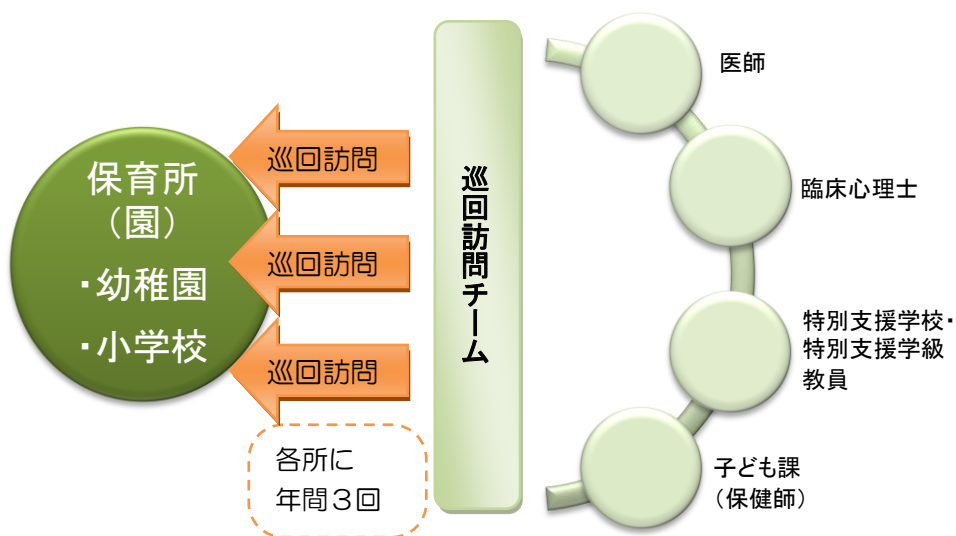
※地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

★重点的な取り組み★

矢板市幼・保・小連携巡回相談

医師、臨床心理士、特別支援学校及び特別支援学級の教員、子ども課（保健師）等の専門家・関係者によりチームを編成し、保育所（園）・幼稚園・小学校の巡回訪問と相談支援を行う取り組みです。



巡回対象とする保育所（園）・幼稚園・小学校を4か所選定し、年間で各3回の巡回訪問を実施し、現場の職員に対して、支援を必要とする子どもへの対応の仕方や問題解決の方法などについてアドバイスを行います。

さらに、発達障がい等のある幼児、児童の状態や指導内容について、保育所（園）・幼稚園・小学校、教育総務課、社会福祉課の間で必要な情報共有を図り、進学時の引き継ぎや就学指導などにつなげていきます。

担当課：教育総務課・子ども課

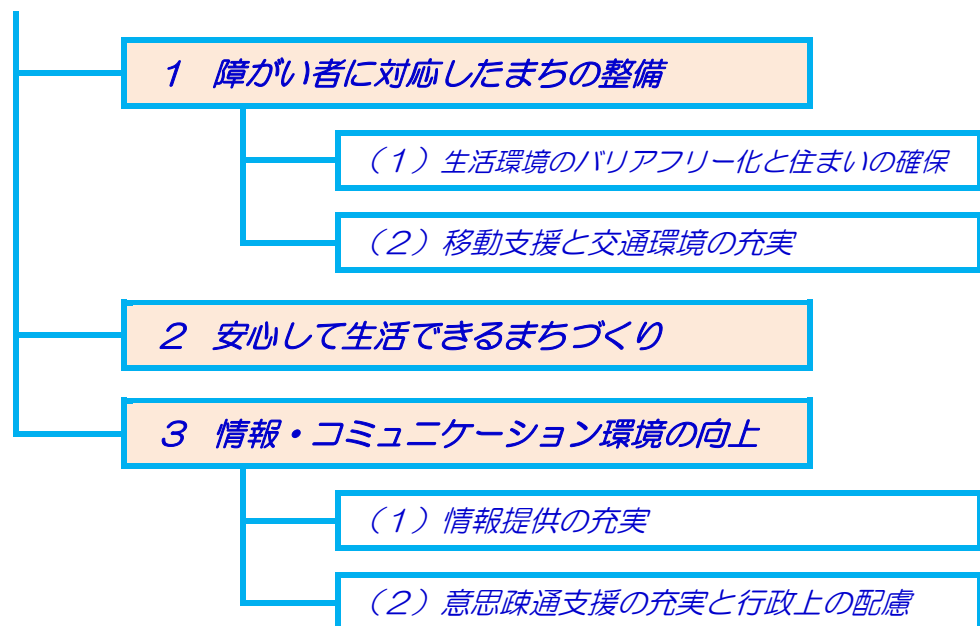
第3章 障がい者が生活しやすいまちづくり

障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児などが生活しやすいまちは、誰にとっても暮らしやすいまちと言えます。そのため、障がい者のために何か特別な措置を講ずることと捉えるのではなく、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進することが重要です。

また、情報やコミュニケーションの面でも、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や伝達を行うことができるような支援と環境づくりを推進する必要があります。行政上も、障がい者がその権利を円滑に行使することができるような配慮が求められます。

暮らしの安全・安心の面では、近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で豪雨や台風による災害が数多く発生しており、多くの障がい者が災害に対する不安を募らせています。特に、災害時の要支援者と言われる障がい者や高齢者などは、避難等について地域における特別な支援が必要となります。また、近年社会問題化している消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、地域における防災・防犯対策を推進する必要があります。

▶ 施策の方向



施策の方向 1 障がい者に対応したまちの整備

(1) 生活環境のバリアフリー化と住まいの確保

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、市内の公共的施設や道路などの生活環境などのバリアフリー化を推進します。

また、生活の拠点となる住まいについて、それぞれの障がいに配慮されたより良い住環境となるよう、改修の支援や選択肢の拡大に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	道路・交通安全対策の推進	都市建設課
	道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置など障がい者の移動環境の整備、安全対策を推進します。	
2	住宅改修の助成	社会福祉課
	障がい者の家庭生活を快適にするために住宅の一部を改修する場合、その費用の一部を助成します（日常生活用具給付等事業）。限度額あり。1回限り。	
3	グループホームの確保	社会福祉課
	障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供基盤の充実に努めます。	

(2) 移動支援と交通環境の充実

障がいのある人にとって、生活しやすく、より社会参加しやすい環境にしていくため、移動支援の充実を図るとともに、公共交通機関及び関連施設のバリアフリー化の働きかけを行います。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	関 係 機 関 及び市担当課
内 容		
1	移動支援等の充実	社会福祉課
移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、地域生活支援事業の移動支援事業や障害福祉サービスの行動援護などを通じた同伴者を確保できる環境を整え、障がい者の外出の支援を図ります。		
2	福祉タクシー	
通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障がい者の社会参加促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。		
対象者	矢板市に居住する、 ・身体障害者手帳 1, 2 級の方、3 級に下肢・体幹の機能障がいの記載のある方 ・療育手帳 A1、A2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級の方 ・85 歳以上の高齢者、80 歳以上 84 歳以下で世帯全員が非課税世帯の高齢者の方	
3	身体障がい者自動車運転免許取得費補助金交付事業	
身体障がい者が運転免許の取得を希望する際に、その技術習得に要する経費を助成します。限度額あり		
4	身体障がい者用自動車改造費給付事業	社会福祉協議会
重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進のために、身体障がい者の所有する自動車を運転に適應するための改造費を助成します。限度額あり		
5	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（栃木県）	
公共的施設に設けられている障がい者用の駐車場を、利用できる方を明らかにし、適正な利用を促進するため、県内に共通する利用者証を交付します。 また、民間の店舗などにも、障がい者用の駐車場を設置するよう推進します。		
6	交通関係機関に対する働きかけ	社会福祉協議会
障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。 バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車椅子でも利用しやすい交通機関の充実を求めています。また、タクシー事業者には福祉タクシー等の障がい者の利用に対する更なる配慮を求めています。		
7	リフト付きワゴン車の貸し出し	社会福祉協議会
身体の不自由な人や高齢者などで、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、在宅福祉サービスの利用等のために移送サービス用自動車を貸し出します。		

施策の方向2 安心して生活できるまちづくり

障がいのある人が地域社会において、安心・安全に生活することができるよう、防災対策、防犯対策を推進します。

特に、災害時においては、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導體制の整備や避難所等における支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	地域防災計画の推進	くらし安全環境課
	「地域防災計画」により、災害時の障がい者支援対策を推進するとともに、障がい者への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。各地区の防災体制強化に向けて、自主防災組織の組織化を促進します。	
2	★災害時の障がい者支援の体制づくり★※（新規）	社会福祉課
	地域防災計画を踏まえて「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、消防署、警察署、民生委員児童委員、行政区長等に名簿を提供します。 災害時において、避難行動要支援者を支援するため、近隣住民や関係機関との連携体制の構築を図り、具体的な個人情報に基づき支援します。	
3	災害時要支援登録制度の普及・啓発	社会福祉課 くらし安全環境課
	支援の前提となる災害時要支援登録制度の利用率はいまだに低く、制度の周知を図り、登録を促進します。	
4	福祉避難所の確保(新規)	社会福祉課 くらし安全環境課
	災害時において、障がい者が必要なケアや物資の支給などの支援を受け、障がい特性に配慮された避難生活を送れるよう、体制等の充実を図ります。 ●市内4箇所設置：たかはら学園、やしお苑、ひだまりの里、つつじ苑	
5	防犯対策の充実	くらし安全環境課
	警察との連携のもと、防犯意識の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。民生委員児童委員等の見守り活動を支援するとともに、自主的な防犯組織の育成と地域住民による防犯活動を促進します。	
6	消費者トラブルの防止	くらし安全環境課
	警察、栃木県消費生活センターとの連携のもと、障がい者が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行います。	

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向3 情報・コミュニケーション環境の向上

(1) 情報提供の充実

障がいのあるすべての人に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報提供の媒体や方法、体制等の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施 作・事 行 名	関 係 機 関 及び市担当課
	内 容	
1	情報提供経路の拡充	社会福祉課
	施設や事業者、病院などは効果的な情報提供元としても期待できることから、配布物の設置や情報提供の協力を関係各所に要請します。	
2	福祉環境マップの作成（新規）	社会福祉課
	矢板市地域自立支援協議会事業所部会により、市内の公共施設及び商業施設において、トイレやバリアフリー等について障がい者目線に特筆した、「福祉環境マップ」を作成、配布いたします。	
3	声の広報	社会福祉協議会
	ボランティアグループ「さざ波」の支援を受け、広報「やいた」（月1回）、社協だより（年3回）、市議会だより（年4回）の内容を録音収録したCDを送付します。	

(2) 意思疎通支援の充実と行政上の配慮

視覚や聴覚、音声・言語の障がいなど、情報の取得や意思疎通に大きな支障がある人に対し、情報利用やコミュニケーション支援を図ります。

また、選挙における障がいのある人への投票活動への配慮を図り、投票所のバリアフリー化の推進、代理投票や郵便等投票制度の周知・啓発と利用支援に努めます。

【主要な施策】

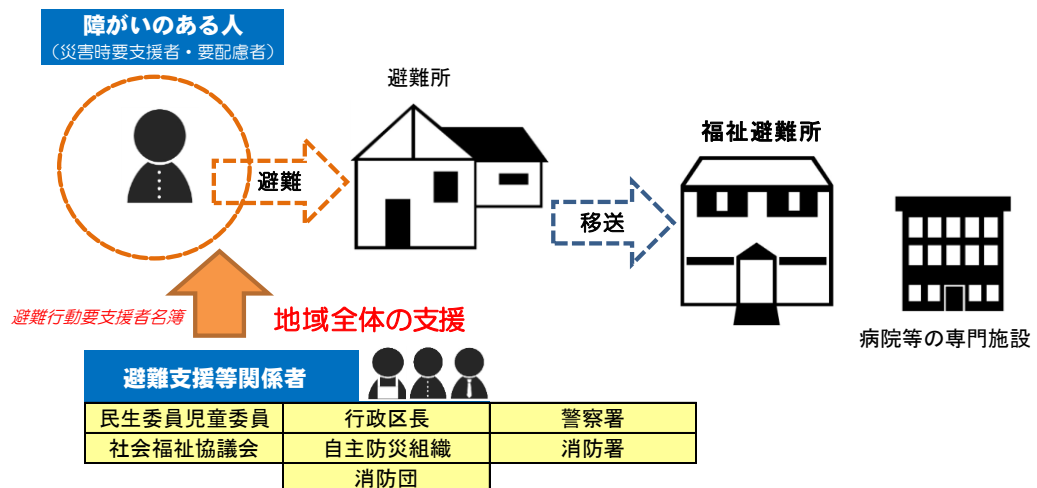
番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	コミュニケーション支援事業	社会福祉課
	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが難しい障がい者等に、手話通訳者または要約筆記奉仕員の派遣を行い、障がい者の意思疎通を仲介します。	
2	情報・意思疎通支援用具の給付	
	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。	
3	障がい者と行政の対話の推進	選挙管理委員会
	福祉のつどいやスポーツ大会など、身体・知的・精神障がい者が共に集う機会を捉え、障がい者の意見の聴取やニーズの把握を図るとともに、市政及び障がい者施策等に関する市の方針を説明し、相互理解の促進に努めます。	
4	選挙の投票所における障がい者への配慮	
	各投票所において、点字投票やスロープを取り付けるなどのバリアフリー化を推進し、選挙しやすい環境づくりに努めます。 ●点字投票：点字投票用の投票用紙や点字器を用いた点字による投票	
5	代理投票・郵便投票の周知	
	障がい者の選挙権の行使を保障するために認められている代理投票、郵便等による不在者投票の周知と利用支援を図ります。 ●代理投票：投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認する ●郵便等による不在者投票 ：投票所に行くことができない重度の身体障がい者等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する	

★重点的な取り組み★

災害時の障がい者支援の体制づくり

災害時の障がい者を支援する体制づくりとして、情報の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新します。

消防署、警察、民生委員児童委員、行政区長等に名簿を提供し、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等を含めた避難支援等関係者との連携体制の構築を図り、具体的な個人情報に基づき支援します。



一方で、支援の前提となる災害時要支援登録制度の利用率はいまだに低く、その理由として「制度を知らない」ことが約半数を占める現状であることから、制度の周知を図り、登録を促進します。

●成果指標と目標値

成果指標	現 状 【平成 27 年度】	⇒	第 4 次計画目標 【平成 32 年度】
災害時要支援者登録者数	381 人	➡	500 人

担当課：社会福祉課

第4章 障がいのある人とない人が共に生きる地域づくり

障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる地域であるためには、すべての市民が障がいや障がい者のことを理解し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが求められます。

障がいの有無にかかわらず、地域社会の誰もが自己選択・自己決定のもと、あらゆる活動に対等に参画することができる「共生社会」の実現に向け、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組みを進める必要があります。

▶ 施策の方向

1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進

2 ボランティア活動と地域福祉の推進

3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

施策の方向1 福祉教育の推進と障がい者に対する理解の促進

障がいのある人に対する偏見をなくし、「心の壁」を取り除くため、障がいや「共生社会」の理念等について日常的な啓発・広報の充実を図ります。

幼少期から高齢期に至るまで、学校教育・社会教育を通じて、あらゆる年代における福祉教育を推進するとともに、地域における交流活動などの促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
	内 容	
1	学校教育における人権教育	教育総務課
	「人権教育のための世界計画」を踏まえた、県の人権教育の推進における教育等を実施します。	
2	体験活動等の推進	教育総務課
	学校の総合的な学習の時間や地域の生涯学習等において、福祉体験活動や障がいの疑似体験、障がい者との交流等を通じ、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。	
3	保育交流	子ども課
	こども発達支援センター「たけのこ園」に通う子どもたちと、保育所（園）の子どもたちが、遊びの場を通して交流を図り、相互理解を深めます。	
4	交流教育	教育総務課 社会福祉課
	「居住地校交流事業」として、特別支援学校の児童生徒と自分の居住する地域の学校との交流事業の充実を図ります。 また、「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供するように図ります。	
5	障がい等に関する正しい知識の普及・啓発	社会福祉課
	知的障がい、精神障がい、自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、難病、高次脳機能障がいなど、十分に理解が深まっていない障がい等について、正しい知識の普及と啓発を行います。	
6	障害者週間等についての広報・啓発の推進	
	「共生社会」の理念や障害者週間（12月3日から9日まで）などの周知とともに、日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。	
7	★障がい福祉出前講座★※（新規）	社会福祉課
	障がい者も生活している地域社会において、多くの市民が障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合うため、矢板市地域自立支援協議会ケア部会委員が中心となって出前講座を実施します。	

※「★ ★」：重点的な取り組み

施策の方向2 ボランティア活動と地域福祉の推進

障がい者や家族が必要とする多様な支援のニーズは、公的サービスではカバーしきれないことから、きめ細かな支援を行うためには地域住民やボランティアによる協力が不可欠です。

障がい者団体や家族会の活動をはじめ、各種支援に関わるボランティア活動の振興を図り、障がいのある人の地域支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	関 係 機 関 及び市担当課
	内 容	
1	障がい者団体等の活動支援	社会福祉課
	障がい者団体や家族会等の活動の活性化に向け、助成や活動支援を行います。	
2	手話奉仕員養成研修事業（新規）	
	聴覚障がいのある人との交流や市の広報活動の担い手となる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修事業を行います。	
3	各種行事への障がい者参加の促進	社会福祉課
	市が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。また、民間が開催する各種行事にも同様の配慮をするよう働きかけを行います。	
4	ボランティアの活動支援と育成	社会福祉協議会
	地域福祉計画・地域福祉活動計画のもと、活動団体の支援やボランティア養成の強化を図ります。積極的な活動参加を促進するため、ボランティア意識の醸成のための広報・啓発を図るとともに、ボランティアグループの活動内容や参加方法に関する情報提供に努めます。 ボランティア活動が円滑に進むよう、社会福祉協議会等との協力・連携により、ボランティアネットワークの形成、ボランティア及びコーディネーター的な人材の育成などに取り組みます。	
5	矢板市福祉まつり	
	障がいを持つ人もそうでない人も、子どもからお年寄りまでが、共に楽しみ、交流を深め、ボランティアのきっかけづくりの場を提供します。	
6	矢板市福祉のつどい	社会福祉協議会
	矢板市の福祉発展のため、年1回、各福祉関係の団体・事業所・ボランティアが中心となり、市民全体が地域福祉の理解や認識を深め、笑顔を絶やさず健康で明るく過ごせる社会の実現を図ります。	
7	手話講習会	社会福祉協議会
	聴覚障がい者と健常者とのコミュニケーションである手話を会得した手話通訳ボランティア等の養成を図るため、「手話講習会」を開催します。	

施策の方向3 差別解消・虐待防止と権利擁護の推進

障がいのある人に対する差別や虐待について、その防止を図ることはもちろん、早期発見から適切な対応までの切れ目のない支援体制の充実に努めます。

また、障がいにより判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	関係機関 及び市担当課
内 容		
1	障害者差別解消法への対応（新規）	社会福祉課
	平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、国及び県と連携し、障がい者への差別の解消に関する啓発、障害者差別解消支援地域協議会等の組織の整備に努めます。 国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	
2	障害者虐待防止法の周知等	
	障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。 障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。	
3	虐待防止ネットワークの構築	社会福祉課
	本市における要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、地域包括支援センターの協力体制のもと、栃木県障害者権利擁護センター、警察署、消防署などと連携を図り、虐待の未然防止を図ります。	
4	成年後見制度の周知・利用支援	
	判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。 ※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の日常生活を法的に保護する制度です。	
5	とちぎ権利擁護センター・あすてらすやいた	社会福祉協議会
	高齢者や障がい者の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らし、福祉などに関わるさまざまな相談に対応し、支援を行います。	

★重点的な取り組み★

障がい福祉出前講座（市民への啓発、理解の促進）

障がいのない人が、障がいのある人を理解することは、一般的な知識・概念では困難であることから、体験を通じて市民の理解を促します。

障がい者も生活している地域社会において、多くの市民に、障がい者の存在や傷つきやすい気持ちを分かち合ってもらえるよう、矢板市地域自立支援協議会ケア部会が中心となって出前講座を実施します。

今後は、より多くの市民に対して、障がい及び障がい者への理解の促進と啓発を図るため、出前講座の実施回数の増加と参加者の拡大を推進します。

●成果指標と目標値

成果指標	現 状 【平成 27 年度】	⇒	第 4 次計画目標 【平成 32 年度】
出前講座の開催回数・参加者数	6回 183 人		10 回 300 人

担当課：社会福祉課

▶出前講座の概要

- 内 容** ○障がい者についての講話や体験談
○身体障がい及び知的障がいに関する体験学習
- 対 象 者** ○市内小学校児童及び保護者、一般市民

資 料 編

1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3（平成17年法律第123号）の規定に基づき、本市における障害者等への相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し協議をするため、矢板市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制に関すること。
- (2) 地域生活支援体制に関すること。
- (3) 障害者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (4) 障害者虐待防止に関すること。
- (5) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 教育・雇用関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 地域住民代表者
- (5) 指定相談支援事業者
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（部会）

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し、必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、社会福祉課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	村井 成之	
2		矢板健康福祉センター	斎藤 久雄	
3		（福）矢板市社会福祉協議会	石田 巖	
4	教育・雇用関係機関	矢板公共職業安定所	脇田 雄司	
5	障害者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	中郷 郁代	
6		矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副会長
7	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	高橋 清一	
8		矢板市区長会	齋藤 勝位	
9		障害者家族	八代 孝子	
10		障害者家族	飯塚 ひろ子	
11	指定相談支援事業者	矢板市障害児者相談支援センター	中島 勝之	
12	障害福祉サービス事業者	（福）たかはら学園	瀬端 道男	会 長
13		りんごの木	小白井 加代子	

2 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会委員名簿

番号	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	村井 成之	部会長
2		(福) 矢板市社会福祉協議会	大宮司 汐里	
3	教育・雇用関係機関	矢板小学校	石橋 トシ子	
4	障害者関係団体	矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副部会長
5	指定相談支援事業者	矢板市障害児者相談支援センター	中島 勝之	
6	障害福祉サービス事業者	(福) たかはら学園	瀬端 道男	
7		りんごの木	小白井 加代子	

3 計画策定経過

期日		内容
平成 26 年	7 月 17 日	第 1 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・矢板市障がい者福祉計画について ・アンケート調査について 等
	8 月 5 日	第 1 回 矢板市地域自立支援協議会 ・矢板市障がい福祉計画及び障がい者福祉計画について
	8 月 19 日	第 2 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・アンケート内容の検討
	9 月	福祉に関するアンケート調査実施
	11 月 5 日	第 3 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・アンケート調査の結果について 等
平成 27 年	8 月 28 日	第 1 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・矢板市地域自立支援協議会（計画策定等部会）について ・計画策定部会の運営及び年間スケジュールについて ・矢板市障がい者福祉計画について 等
	9 月 14 日	第 1 回 矢板市地域自立支援協議会 ・第 4 次矢板市障がい者福祉計画について（計画策定等部会報告） 基本理念・基本目標・計画書の構成案の検討 等
	11 月 17 日	第 2 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・矢板市障がい者福祉計画について 等
	12 月 16 日	第 3 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・矢板市障がい者福祉計画（案）について 等
	12 月 21 日	第 2 回 矢板市地域自立支援協議会 ・矢板市障がい者福祉計画（案）について 等
平成 28 年	1 月 18 日 ～2 月 3 日	第 4 次矢板市障がい者福祉計画（案）のパブリックコメントの実施 【閲覧場所等】市社会福祉課窓口・矢板、泉、片岡の各公民館 市ホームページに掲載
	2 月 23 日	第 4 回 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・パブリックコメントの実施結果について ・計画書の概要版について 等
	3 月 1 日	第 3 回 矢板市地域自立支援協議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第 4 次矢板市障がい者福祉計画について 等

4 用語解説

あ行

アスペルガー症候群	発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴とする。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。
一般的就労	一般企業との雇用契約に基づく就労をいい、労働基準法及び最低賃金法が適用されます。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業であり、市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。
NPO (非営利民間組織)	Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織(団体)の総称。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人と言う。

か行

学習障がい(LD)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。
虐待防止	「虐待」とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障がい者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否(ネグレクト)、健康状態を損なう放置、などと言う。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。
協働	福祉分野では住民・地域・事業者・NPO・行政などの様々な組み合わせで、力を合わせて福祉活動を展開することを表す。
共同作業所	成人期障がい者による就労などの地域生活を支援するための施設。障がいの種別を越え、障がい者の働く権利、文化的に生活する権利、社会活動に参加する権利を自らの手で守ることを目的とする。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。「グループホーム」のことを言う。
グループホーム	障がい者に対して、主として夜間、協働生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービスの利用に関する意向等を確認し、サービス等利用計画の見直しを実施するサービス。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。
高機能自閉症	社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないもの。
高次脳機能障がい	病気や外傷などの原因により脳が損傷され、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等であって常時介護を要する方について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護他をもので、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
広汎性発達障がい（PDD）	広汎性発達障がいは、基本的に「社会性（対人関係）の困難」、「コミュニケーションの困難」、「想像の困難、こだわり」等の特性を持ち、生活上の広汎な領域に障がいが見られ、特性の強弱・程度は、一人ひとり異なる。知的障がいがない場合、高機能自閉症と呼ばれたり、言葉の遅れが目立たない場合、アスペルガー症候群と呼ばれることもあり、いずれも広汎性発達障がいに含まれる。
合理的配慮	障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

さ行

災害時要支援者	障がい者や高齢者など災害時に自力で避難することが困難な人
災害時要支援者登録制度	自力で避難することが困難な、名簿情報を提供することに同意を得られた高齢者や障がい者の方を登録し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域の区長、民生委員児童委員、警察署、消防署に提供することで、災害時における避難支援を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
児童発達支援	障がい児が児童発達支援センター他に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練他を行うサービスであり、児童福祉法における障害福祉サービスの1つ。
自閉症（及び自閉症スペクトラム）	感覚器官を通して入った言葉や情報を処理する脳の各部位に何らかの問題があると言われており、言葉の発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返すなどの特徴が見られる。このうち、知的障がいを伴わない場合を「高機能自閉症」と言う。 「スペクトラム」とは連続体という意味であり、「自閉症スペクトラム」とは、典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障がいを伴う例から知的の遅れがない例まで、連続した一続きのものとみなす。また、前記の障がいのどの定義も厳密には満たさない周辺領域の人達も加えた比較的広い概念で、社会性・コミュニケーション・想像力の3領域に障がいがあることで定義される。

社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等に、居宅介護他の障害福祉サービスを包括的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者他で常時介護を要する障がい者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護他、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスで、児童福祉法における障害福祉サービスの1つ。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 17 日成立、平成 24 年 10 月 1 日施行） 主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障がい者福祉施設従事者等、3 使用者による障がい者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。なお、虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障がい者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。
障害者権利条約	あらゆる障がい（身体障がい、即ち肢体不自由、内部障がい、視覚障がい、聴覚障がい）、精神障がい及び知的障がい等）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約であり、平成 18 年に国連総会において採択された。日本においては、障害者基本法や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、平成 26 年 1 月に批准された。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行） 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。主な内容としては、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取り組み等が挙げられる。
障害者週間	国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成 16 年 6 月に障害者基本法において 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間と定められた。なお、国際連合の「障害者の権利宣言」採択（1975 年）が「障害者の日」（12 月 9 日）。

障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。平成 18 年に施行されたが、障害者総合支援法による新しい障害福祉サービスの形成により廃止された。
障害者総合支援法	障害者自立支援法に代わって、平成 25 年 4 月 1 日から新たに施行される法律であり、正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病の方などに、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
身体障害者手帳所持者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障がい）、心臓機能、腎臓機能、呼吸機能、ぼうこう、直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患。
精神障害者保健福祉手帳所持者	総合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障がい（高次脳機能障がい・認知症など）及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある方。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画等を作成する人。

た行

短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービス。

地域活動支援センター	障がいのある方を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のこと。
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス。
地域包括支援センター	高齢者や家族の立場に立って在宅介護などに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政やサービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関。平成 18 年度から、介護保険法の改正で導入された。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。注意が必要なときに集中が困難である、忘れ物をしやすいなどの「不注意」、じっとしてられない、しゃべりすぎなどの「多動性」、順番が待てない、考えるよりも先に動いてしまうなどの「衝動性」の 3 つの特徴が見られる。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護他、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的とする。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

難病	治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病の一部で、平成 27 年 7 月現在 306 種類が障害者総合支援法の対象疾病として指定されている。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がい。
-------	---

バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。元々は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。
ピアカウンセリング	障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける人のことをピアカウンセラーと言う。ピアとは「同士（仲間）」との意。
PDCA サイクル	プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスであり、児童福祉法における障害福祉サービスの1つ。
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスで、児童福祉法における障害福祉サービスの1つ。
補装具	身体障がいを持つ方が使用する、装着をすることで身体の機能を補完する用具。主に義手や義足、義眼、補聴器などの他、車いすや杖などもこれに相当する。

や行

ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの。
要約筆記者	中途失聴者、難聴者などの聴覚障がい者の意思伝達を仲介するため、話し手の言葉や内容を要約したものを筆記して中途失聴者、難聴者などに伝えるものを言う。

ら行

療育手帳所持者	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された方。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対し、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

第4次矢板市障がい者福祉計画

平成28年3月

発行 矢板市
編集 矢板市 社会福祉課
〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号
TEL 0287-43-1116
FAX 0287-43-5404
